## 世界文化遺産

# 富士山

包括的保存管理計画(分冊-2)

景観法 屋外広告物法 都市計画法 海岸法 自主条例 土地利用事業指導要綱 基準等概要

## 富士山包括的保存管理計画(分冊-2)

	\ <del>/</del> 2
	311
	<i>/</i> /

第1	緩衝地帯における基準等

1.景観法(身延町景観計画)に定める景観形成基準	1
2.景観法(西桂町景観計画)に定める景観形成基準	3
3.景観法(忍野村景観計画)に定める景観形成基準	5
4.景観法(山中湖村景観計画)に定める景観形成基準	7
5.景観法(富士河口湖町景観計画)に定める景観形成基準	9
6.景観法(富士宮市景観計画)に定める景観形成基準	18
7.景観法(富士市景観計画)に定める景観形成基準	25
8.景観法(御殿場市景観計画)に定める景観形成基準	26
9.景観法(裾野市景観計画)に定める景観形成基準	28
10.景観法(静岡市景観計画)に定める景観形成基準	30
11.屋外広告物法(山梨県屋外広告物条例)に定める許可基準	34
12.屋外広告物法(静岡県屋外広告物条例)に定める許可基準	36
13.屋外広告物法(静岡市屋外広告物条例)に定める許可基準	37
14.屋外広告物法(富士宮市屋外広告物条例)に定める許可基準	38
15.屋外広告物法(富士市屋外広告物条例)に定める許可基準	39
16.屋外広告物法(御殿場市総合景観条例)に定める許可基準	40
17.山梨県風致地区条例(都市計画法に基づく)に定める許可基準	41
18.都市計画法(静岡市)に定める許可基準	43
19.海岸法に定める許可基準	45
20. 自主条例(山梨県景観条例)に定める基準	46
21.自主条例(富士吉田市富士山世界遺産条例)に定める基準	47
22. 自主条例(富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に 関する条例に定める基準	48

	2 3	3.土地利用事業指導要綱(御殿場市)に定める基準49
	2 4	1. 土地利用事業指導要綱(裾野市)に定める基準50
	2 5	5. 土地利用事業指導要綱(小山町)に定める基準51
第	5 2	保全管理区域における基準等
	1.	景観法(忍野村景観計画)に定める景観形成基準52
	2 .	山梨県景観条例に定める基準54
	3.	景観法(御殿場市景観計画)に定める景観形成基準56
	4 .	景観法(裾野市景観計画)に定める景観形成基準58
	5 .	土地利用事業指導要綱(御殿場市)に定める基準60
	6.	土地利用事業指導要綱(裾野市)に定める基準61
	7.	土地利用事業指導要綱(小山町)に定める基準62

### 第1 緩衝地帯における基準等

1.景観法(身延町景観計画)に定める景観形成基準

項目		制度名/対象区域名
		一般地区
	形態、意匠	(1)周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感の軽減に努める等、周辺の景観との調和に配慮すること。 (2)壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりのある意匠とすること。 (3)外壁又は屋外に設ける設備は露出しないようにし、大規模建築物等の本体および周辺景観との調和に配慮すること。 (4)屋外階段、ベランダ等大規模建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、大規模建築物等の本体との調和に配慮すること。
移転、外	色彩	(1)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。
外観を変更することとなる修繕も建築物 土作物の新築 建設、増	素材	(1)周辺の景観との調和に配慮した材料を使用すること。 (2)地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること。 (3)耐久性および耐候性に優れた材料の使用に努めること。
ととなる修繕物の新築 建設	位置	(1)道路境界線および隣地境界線からは、できるだけ後退すること。 (2)周辺および敷地内の建築物等との調和に配慮した配置とすること。 (3)既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に生かすよう配慮すること。
もしくは、	高さ	(1)鉄塔の最高高さは30mとする。
しくは模様替又は色彩の瑁築、改築もしくは	緑化	(1)敷地内においては緑化に努めること。 (2)地域の特性にあった樹木の植栽に努めること。 (3)大規模建築物等が周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるように樹木の高さおよび その配置に配慮すること。
の変更	その他	<ul> <li>(1)優れた景観を有する山岳等の近傍にあっては、これらの稜線を乱さないように位置および高さについて配慮する。</li> <li>(2)神社、寺院、遺跡等の歴史的資産の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩および材料について配慮すること。</li> <li>(3)優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、勾配のある屋根を設けるように配慮すること。</li> <li>(4)都市施設の集積する商業地域において、道路境界線から後退することにより生じた空地は、道路と一体となった開放的な空地とするように努めること。</li> </ul>

項目		制度名/対象区域名
		一般地区
開発行為その他政令で定める行為都市計画法第 4 条第 12 項に規定する	区画形質の変更	<ul><li>(1)土地の区画形質の変更は、周辺の地形との調和に配慮し、必要最小限とする。</li><li>(2)法面が生じる場合、一様な大規模なものとならないように、複数段に分け、勾配を緩やかにする等配慮を行う。</li><li>(3)擁壁が生じる場合、周辺と調和する材料、形態・意匠となるよう配慮する。</li><li>(4)残地の樹木、河川・水辺等の自然環境を極力保全し、活用するよう配慮する。区画形質の変更後は、周辺との調和に配慮し、敷地の緑化を行う。</li></ul>
再生資源その他の物件の堆積屋外における土石、廃棄物、	堆積方法	(1)堆積を行う位置は、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所に接する敷地境界線からできるだけ離れた位置とすること。 (2)積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とすること。
の物件の堆積工石、廃棄物、	遊蔽	(1)敷地の周囲の植栽を行う等、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所からの遮蔽に配慮すること。

#### 2.景観法(西桂町景観計画)に定める景観形成基準

項目		制度名/対象区域名
	'A H	西桂町全域
建築物	外観の模様替え、色彩の変更新築、増改築、移転、	(1)個々の建築物等の規模、高さを極力抑え、周辺の景観との調和、富士山等の眺望の確保に努める。 (2)外壁及び屋根の色彩は落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観に調和した色調とする。
	塀の類垣、さく、	(1)生け垣や石材、木材などの天然の材料をできるだけ用いるよう努める。 (2)できるだけ低くし、形状、意匠、色彩は、周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。
工作物新築、増改築、	鉄塔、アンテナの類電線類、電柱、	(1)規模を小さくする。 (2)色彩は、設置場所の背景を考慮し、原則として光沢のない焦茶色又は灰色のいずれかにする。
移転、外観の模様替え、色彩	貯蔵施設、処理施設遊戯施設、製造プラント、	(1)高さは、周囲の樹林を超えないようにするなど、規模をできるだけ小さくする。 (2)形状、意匠は、建築物に準じて周囲の景観と調和したものとなるよう工夫する。 (3)色彩等は、建築物に準じるものとする。
色彩の変更	太陽光発電施設	西桂町太陽光発電施設に関する景観形成基準による。
開発その他の行為	及び土石の採取 土地の形状変更	(1)周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面などを生じないよう努める。 (2)法面は、できるだけ緩やかな勾配とし、地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 (3)擁壁は、自然に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫する。 (4)残地に現存する樹林、樹木、水辺等は極力保全し、活用するよう努める。 (5)終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。

項目		制度名/対象区域名
		西桂町全域
	木竹の伐採	<ul><li>(1)周辺の景観を損なわないよう必要最小限の伐採とする。</li><li>(2)既存の高木はできるだけ残すよう努める。</li><li>(3)道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残す。</li><li>(4)周辺の植生を勘案して植栽等の実施に努める。</li></ul>
	再生資源、その他物件の堆積屋外における土石、廃棄物、	(1)道路等その他公共の場からできるだけ離すとともに、規模を必要最小限に抑える。 (2)積み上げにあたっては、極力低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。 (3)敷地の周辺は、植栽などの自然と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。

#### 3.景観法(忍野村景観計画)に定める景観形成基準

項目		制度名/対象区域名
	ж <b>н</b>	景観形成重点地区
		(1)周囲の山並みと樹林地に囲まれた、盆地の背景と調和した街並みの景色を造り出すよう工夫す
		<b>ప</b> .
	形	(2)建築の意匠においては、美しいまちなみや集落景観の創造に寄与すべく、周囲の家屋との適度な
	形態意匠	調和に配慮する。
	匠	(3)一般住宅の様式は和風を原則とし、屋根の形態は入母屋・切妻・寄棟・方形を主体とする。
		(4)屋外に設ける設備等は、露出しないようにするか、植栽等で目隠しし、できるだけ突出感や乱雑な
		印象を与えない意匠とする。
	π.	(1)景観重要建造物等伝統的様式の建造物周辺の建築物は、当該建造物と共通性のある色彩を基
	, 形 屋 態	調とする。
	- 屋根 屋根匠	(2)周辺と調和する形態・素材を使用する。
		(3)色彩は落ち着いた低明度のこげ茶色等自然素材が持つ色を基調とする。
	π.	(1)景観重要建造物等伝統的様式の建造物周辺の建築物は、当該建造物と共通性のある色彩を基
	- 外壁匠	調とする。
建築物		(2)色彩は、白、黄土色(アイボリー系)又は茶系統等自然素材が持つ色とする。
物		(3)材料は、周囲の自然環境と調和する材料を使用するように努める。
	I ж ¬ п/	(1)原則として高さは10m以下とする。
	配置 規模 -	(2)落ち着いた、ゆとりある街並みとするため、敷地の許す範囲内において、原則として建築部の外壁
		またはこれに替わる柱の面は道路境界から2m以上後退した位置に配置する。
		(3)物置や車庫などについてもできる限り道路境界線から後退した位置に配置する。
	· 付	(1)屋外階段、ベランダなどは建築物本体と調和するよう一体的なデザインとなるよう配慮し、できる限
	帯形屋態	り沿道部に露出しないように配慮する。
	屋外施設	
	付帯形	(1)宅地外構部の修景緑化と母屋と調和する庭木や屋敷林の育成に努める。
	帝形	
	構意	
	市外構の緑化	
	1Ł	

項目		制度名/対象区域名
		景観形成重点地区
	門塀垣柵擁壁等	(1)生垣や石材、木材などの天然の材料をできるだけ用い、形状・意匠・色彩は、建築物の基準に準じる。 (2)門形状や垣根、さく、塀の高さは、防犯等に配慮しつつも、忍野らしい良好な近隣関係を維持できるよう閉鎖的な意匠とならないように配慮する。 (3)沿道部に露出する擁壁は圧迫感や不調和感を生じないように、法面化や擁壁前面、上部への植栽、緑化擁壁や表面処理など、デザイン的な処理により景観対策を行う。
工作物1等	煙突 広告塔等	(1)田園地帯、富士山などの景観を損なわないことを基本として、建築物に準じたものにする。 (2)位置は、道路及び隣地からできるだけ離し、高さは圧迫感を与えないよう周囲の樹林の高さ以下に するなどできるだけ低く抑え、形状・意匠・色彩・材料は建築物の基準に準じる。
物'等	自動販売機	(1)屋外へ設置する場合は、木目調などの地味な外装のものを用いるか、目立たないよう周囲を木枠等で囲み、街並みと調和する配置とする。 (2)沿道に設置する場合は、道路境界線から2m以上離して設置し、交差点など目立つ位置への設置は避ける。 (3)目立たない色彩となるよう努める。
	太陽光発電施設	(1)忍野村太陽光発電施設に関する景観形成基準による。
木竹の伐採		<ul> <li>(1)樹林の保全育成を基本として、周囲の景観を損なわないよう目的に応じて必要最小限の伐採とする。</li> <li>(2)既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ保存するとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。</li> <li>(3)道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残す。</li> <li>(4)伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置(植栽等)の実施に努める。</li> </ul>
形質変更		(1)残土置き場や資材置き場などは高木植栽等により周囲を囲むなど、景観に配慮する。
<b>屋外におけるものの</b>		(1)残土置き場や資材置き場などは高木植栽等により周囲を囲むなど、景観に配慮する。

<sup>1</sup> 工作物;景観法(忍野村景観計画)では、次の ~ に示すものとする。 垣根、さく、塀、門、擁壁その他これに類するもの、 煙突、広告塔その他これに類するもの、 街路灯、照明灯その他これらに類するもの、 自動販売機、その付帯施設その他これらに類するもの

#### 4. 景観法(山中湖村景観計画)に定める景観形成基準

		制度名/対象区域名				
項目		山中湖村村域				
		目知 水子 上北京	<del>-</del>	般区域		
		景観形成重点地区	自然公園特別地域	自然公園普通地域		
	- 形	(1)灰黒系色又は焦げ茶色とする。				
	- 屋態	(2)彩度6以下、明度2以上とする。				
	- 壁面、工作:	(1)基本となる色彩(外側の4/5以る。	上を使用する色) は茶系色、ベ	ージュ色、クリーム色、灰系色とす		
	上思作匠	(2)彩度6以下、明度2以上とする。				
	物	注)素材色は上記の2つに制限された	ټا، نا	ı		
	高さ	-		(1)15m以下とする。		
	9	(自然公園法等他法令	の規定に従う。)			
建		-		(1)当該建築物の地上部分の水		
築物	配置	(自然公園法等他法令	の規定に従う。)	平投影外周線が、敷地境界		
建築物 土作物				縁から2m以上離れているこ		
物 <sub>1</sub>				٤.		
		(1)屋根は勾配屋根とする。				
		(2)自然の素材を多用する				
	形	(3)色彩は以下のとおりとする。				
	形態意匠	1)艇庫、売札所、待合所等				
	匠	)屋根:灰黒系、こげ茶系		-		
	工	)壁面:茶色系、ベージュ				
	作物	系、クリーム系、灰系色				
		2)桟橋				
		)構造部:灰黒系、こげ茶系				
7.=		注)素材色は上記に制限されない	早今 妻材 実面処理について	田辺屋細と細却するまのとする		
建築物 土作物	開発行為	(1) 擁壁、法枠等の構造物が生じる場合、素材、表面処理について、周辺景観と調和するものとする。				

\_

<sup>1</sup> 工作物;景観法(山中湖村景観計画)では、次の ~ に示すものとする。 煙突、高架水槽その他これらに類するもの、 機械式駐車場その他これに類するもの、 擁壁、護岸その他これらに類するもの、 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの、 庭球場等の運動施設その他これに類するもの、 門、塀、垣、柵、フェンスその他これらに類するもの、 街路灯、照明塔その他これらに類するもの、 彫像、記念碑その他これらに類するもの

項目		制度名/対象区域名				
			山中湖村村域			
		景観形成重点地区	一般区域			
		京鈚形刈里点地区	自然公園特別地域	自然公園普通地域		
	再生資源その他の物件の堆積屋外における土石、廃棄物、	<ul><li>(1)物件を積み上げる場合には、高 積み上げる。</li><li>(2)道路等から見えにくいように、植 調和するものとする(ただし、河川</li></ul>	栽の実施、木塀の設置等で遮			
	建築物の新築 大竹の伐採・特定照明・	(1)自然性の高い樹木や巨樹等貴重を同敷地内に、周辺景観との連絡 (2)地域の夜間景観を損なう、過度の	売性に配慮し植栽する。			

#### 5.景観法(富士河口湖町景観計画)に定める景観形成基準

項目		制度名/対象区域名
	7.I	市街地·田園集落景観形成地域
建築物の新築、	配置	(1)富士山や周辺の山々の眺望、湖水景観を阻害しないよう配置に留意する。 (2)周辺の街並みの連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とする。 (3)建築物等の壁面船は、敷地の許す範囲内で、できるだけ道路・隣地境界線から後退する。 (4)敷地内に大径木や景観的に良好な樹林、樹木又は河川、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらを活かせる配置とする。 (1)国立公園区域内については、建築物等の高さは富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針第4条第2項に基づく基準強化の特例に定めるところによるものとする。
増築、改築若しくは移転、	観 規 模	<ul><li>(2)個々の建築物等の規模は極力抑え、富士山や周辺の山々の眺望、湖水景観をできるだけ阻害しないように配慮する。</li><li>(3)周辺の街並み景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。</li></ul>
くは移転、外観を変更することとなる修繕若	外観 形態意匠	<ul> <li>(1)周辺の建築物等との連続性に配慮するとともに、富士山の眺望や湖水景観、周辺の街並み景観と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。</li> <li>(2)神社、寺院、遺跡等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩及び材料を工夫し、違和感を与えることのないよう配慮する。</li> <li>(3)屋根の形状については、できるだけ勾配屋根とするように努めるものとし、これが困難な場合においては、周辺の街並み景観と調和するデザインを工夫する。</li> <li>(4)外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な印象を与えない意匠とする。</li> <li>(5)屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。</li> </ul>
	外観 色彩等	(1)外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ目立たない色彩を基調とし、背景となる富士山や周辺の森林等の自然景観、周辺のまち並み景観に調和した色調とする。 (2)使用する色数はできるだけ少なくなるように努める。
しくは模様替え又は色彩の変更	外 観 材 料	(1)外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料をできるだけ用いるように努める。 (2)鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。
の変更	屋外照明	<ul><li>(1)証明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。</li><li>(2)商業看板等の証明、ネオンサインなどは、過度な光量、けばけばしい色合いとならないよう配慮する。</li><li>(3)光源で動きのあるものは、原則として避ける。</li></ul>

	項目	制度名/対象区域名				
	ſ	市街地·田園集落景観形成地域				
	緑化	<ul> <li>(1)敷地内はできるだけ緑化に努めるものとし、特に、道路前面部の敷地(前庭)の緑化に配慮する。</li> <li>(2)既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。</li> <li>(3)使用する樹種は、周辺の樹林や緑地、街路樹などと調和し、地域の風土にあったものとするように努める。</li> <li>(4)特に、規模の大きい建築物にあっては、周辺に与える威圧感、圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及びその配置などに配慮する。</li> </ul>				
	その他	(1)屋外駐車場はできる限り出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。				
工作物の新	垣、さく、塀の類	(1)周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。 (2)高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの天然の材料を使用するよう努める。これによらない場合はこれに準じる工夫をする。				
この新築、増築、改築若しくは移転、外観を恋	電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	<ul> <li>(1)形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。</li> <li>(2)色彩については、富士山の眺望や湖水景観、背景となる山並み景観、周辺のまち並み景観に配慮した色調を用いる。</li> <li>(3)主要な眺望場所からの眺望の妨げにならないよう配置に当たっては特に配慮する。</li> <li>(4)電柱、電話柱などの類はできる限り共架に努め、数をできるだけ少なくする。</li> <li>(5)鉄塔、アンテナの類は、道路等その他公共の場から見えにくい位置に設置するとともに。下部を植栽などにより遮へいし、極力目立たないようにする。</li> <li>(6)移動通信用鉄塔については、山梨県景観条例に基づく大規模建築物等の景観形成基準の運用に準拠するものとする。</li> </ul>				
を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高架水槽、彫像の類煙突、記念塔、金属柱、	(1)国立公園区域内については、工作物の高さは富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針第4条第2項に基づ〈基準強化の特例に定めるところによるものとする。ただし、町長が公益上必要と認め、かつ景観審議会等の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りではない。 (2)富士山や湖水景観、周囲の山並み、まち並みの景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑				
石しくは模様替え又は色	貯蔵施設、処理施設の類	える。 (3)配置や形態意匠、色彩、屋外照明、緑化は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。				
『彩の変更	太陽光発電設備の類	(1)富士河口湖町太陽光発電施設に関する景観形成基準による。				

項目	制度名/対象区域名
-20	市街地·田園集落景観形成地域
	(1)土地の形質の変更は必要最小限に抑えるものとする。
土	(2)周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面などを生じないよう努める。
土地の形質の変更	(3)法面を必要とする場合は、できるだけ穏やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花によ
形 質	り緑化する。
の変	(4)擁壁は、自然に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。
史	(5)敷地内に現存する樹林、樹木、河川、水辺等は極力保存し、活用するよう努める。
	(6)形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
土鉱石物	(1)掘採等は必要最小限に抑えるものとする。
工石の類の採取の無採、又は	(2)掘採等に当たっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化
一次採	に努める。
散又は	(3)掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
そ廃屋の乗り 他物に	(1)堆積規模は必要最小限に抑えるものとし、位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周
hm `お	囲から目立たないような位置とする。
件再 けん	(2)積み上げにあたっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。
│	(3)敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
	(1)樹林の保全・育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採と
木	する。
木竹の伐採	(2)既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。
採	(3)道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにする。
	(4)伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置(植栽等)の実施に努める。

В		制度名/対象区域名				
Н	湖水·湖畔景観形成地域					
配置	する。 (2)周辺のまち並みの連続性に配慮 (3)建築物等の壁面線は、敷地の許	望、背景となる山並み景観や森林景観を損なわないよう配置に留意 夏し、周辺建築物と調和する配置とする。 平す範囲内で、できるだけ道路・隣地境界線から後退する。 好な樹林、樹木又は河川、水辺等がある場合や良好な眺望が得らる配置とする。				
外観規模	(1)国立公園区域内については、建築物等の高さは富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針第4条第2項に基づく基準強化の特例に定めるところによるものとする。 (2)個々の建築物等の規模は極力抑え、富士山や周辺山々の眺望、湖水景観をできるだけ阻害しないように配慮する。 (3)周辺のまち並み景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。					
(3)周辺のまち並み景観から者して民間のに印象を与えない規模、建業初寺と敷地のバラクスにる。  (1)周辺の建築物等との連続性に配慮するとともに、富士山や背景の山並み景観、湖水景観とた形態及び意匠となるよう工夫する。 (2)神社、寺院、遺跡等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、調和するよう形態・意匠、色彩及び材料を工夫し、違和感を与えることのないよう配慮する。 (3)屋根の形状については、できるだけ勾配屋根とするように努めるものとし、これが困難な場合ては、周辺のまち並み景観と調和するデザインを工夫する。 (4)外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な印象を与意匠とする。 (5)屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。						
外観 色彩等	や周辺の森林等の自然景観に (2)基調となる部分(全体の2/3)の第	度のものは避け、できるだけ目立たない色調とし、背景となる富士山調和した色調とする。 彩度は、表の通りとする。ただし、石材、木材などの自然素材、漆喰 表面に着色していない素材色の色彩を除く。				
	外観 規模 外観 形態意匠 外観	(1)富士山や湖水などの優れた眺望する。 (2)周辺のまち並みの連続性に配慮 (3)建築物等の壁面線は、敷地の部(4)敷地内に大径木や景観的に良れる場合には、これらを活かせられる場合には、これらを活かせらいように配慮する。 (1)国立公園を運物等の規模は極力いように配慮する。 (3)周辺のまち並み景観から著しく多る。 (1)周辺の建築物等との連続性に配た形態及び意匠となるよう工夫。 (2)神社、寺院、遺跡等の文化財、調和するよう形態・意匠、色彩が(3)屋根の形状については、できるでは、周辺のまち並み景観とは、周辺のまち並み景観とは、周辺のまち並み景観とは、周辺の森林等の自然景観に、(2)基調となる部分(全体の2/3)の資金、煉瓦、金属材、ガラス等の部外観色彩等  ・ 株式の、金属材、ガラス等の部分(全体の2/3)の資金、煉瓦、金属材、ガラス等の部分(全体の2/3)の第2、煉瓦、金属材、ガラス等の部分(全体の2/3)の第2、煉瓦、金属材、ガラス等の部分(全体の2/3)の第2、煉瓦、金属材、ガラス等の部分(全体の2/3)の第2、煉瓦、金属材、ガラス等の部分(全体の2/3)の第2、煉瓦、金属材、ガラス等の部分(全体の2/3)の第2、煉瓦、金属材、ガラス等の部分(全体の2/3)の第2、煉瓦、金属材、ガラス等の部分(全体の2/3)の第2、煉瓦、金属材、ガラス等の部分(全体の2/3)の第2、煉瓦、金属材、ガラス等の部分(全体の2/3)の第2、煉瓦、金属材、ガラス等の部分(全体の2/3)の第2、炭原瓦、金属材、ガラス等の部分(全体の2/3)の第2、炭原瓦、金属材、ガラス等の部分(全体の2/3)の第2、炭原瓦、金属材、ガラス等の部分(全体の2/3)の第2、炭原瓦、上記、以外				

7.5		制度名/対象区域名					
項	Ħ	湖水·湖畔景観形成地域					
	外 観 材 料	(1)外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料をできるだけ用いるように努める。 (2)鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。					
	屋外照明	(1)照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 (2)光源で動きのあるものは、原則として避ける。					
	緑化	<ul> <li>(1)敷地内はできるだけ緑化に努めるものとし、特に、道路前面部の敷地(前庭)の緑化に配慮する。</li> <li>(2)既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。</li> <li>(3)使用する樹種は、周辺の樹林や緑地、街路樹などと調和し、地域の風土に合ったものとするように努める。</li> <li>(4)特に、規模の大きい建築物にあっては、周辺に与える威圧感、圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及びその配置などに配慮する。</li> </ul>					
	その他	(1)屋外駐車場はできる限り出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。					
工作物の新築、増築、	垣、さく、塀の類	(2)高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの天然の材料を使用する努める。これにより 場合は、これに準じる工夫をする。					
増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替	電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	(1)富士山の優れた眺望と良好な湖水景観を維持するために、原則として鉄塔、アンテナの類の設置は抑制するものとする。ただし町長が公益上必要と認め、かつ景観審議会等の意見を聞いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りではない。 * 設置する場合には、以下の事項に配慮する。 (2)形状及び意匠は、できるだけシンブルなものとする。 (3)色彩については、富士山の眺望や湖水景観、背景となる山並み景観、周辺のまち並み景観に配慮した色調を用いる。 (4)主要な眺望場所からの眺望の妨げにならないよう配置にあたっては特に配慮する。 (5)電柱、電話柱などの類はできる限り共架に努め、数をできるだけ少なくする。 (6)鉄塔、アンテナの類は、道路等その他公共の場から見えにくい位置に設置するとともに、下部を植栽などにより遮へいし、極力目立たないようにする。 (7)移動通信用鉄塔については、山梨県景観条例に基づく大規模建築物等の景観形成基準の運用についてに準拠するものとする。					

		制度名/対象区域名
項	目	湖水 · 湖畔景観形成地域
	高架水槽、彫像の類 貯蔵施設、処理施設の類煙突、記念塔、金属柱、 遊戯施設、製造プラント、	(1)国立公園区域内については、工作物の高さは富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針第4条第2項に基づ〈基準強化の特例に定めるところによるものとする。また、原則として煙突、高架水槽、製造プラント、処理施設の類の設置は抑制するものとする。ただし、町長が公益上必要と認め、かつ景観審議会等の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りではない。 (2)富士山や湖水景観、周囲の山並み、まち並みの景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑える。 (3)配置や形態意匠、色彩、屋外照明、緑化は建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。
	太陽光発電設備の類	(1)富士河口湖町太陽光発電施設に関する景観形成基準による。
T T CT TELL CONTROL	上也の影響の変更	(1)土地の形質の変更は必要最小限に抑えるものとする。 (2)周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面などを生じないよう努める。 (3)法面を必要とする場合は、できるだけ穏やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 (4)擁壁は、自然に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。 (5)敷地内に現存する樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努める。 (6)形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
土石の類の採取	鉱物の掘採又は	(1)鉱物の掘採又は土石の類の採取は、原則として抑制するものとする。やむを得ず行う場合においては、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の掘採等とする。 (2)掘採等に当たっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 (3)掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
その他物件の堆積	廃棄勿、再生資原、 屋外における土石、	<ul> <li>(1)各種物件の堆積は、原則として抑制するものとする。</li> <li>*やむを得ず行う場合においては、以下の事項に配慮する。</li> <li>(2)堆積規模は必要最小限に抑えるものとし、位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たないような位置とする。</li> <li>(3)積み上げにあたっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。</li> <li>(4)敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。</li> </ul>
7 1 0 1	大力な光彩	(1)樹林の保全・育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 (2)既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。 (3)道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにする。 (4)伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置(植栽等)の実施に努める。

,	項目	制度名/対象区域名					
,	·R 🗗	森林景観形成地域					
	配置	(1) 周囲から極力目立たないような位置に配置し、富士山や周囲の山々の眺望を阻害しないよう努める。 (2)建築物等の壁面線は、敷地の許す範囲内で、道路の境界線から5m以上後退するものとする。 (3)敷地内に大径木や景観的に良好な樹林、樹木又は河川、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらを活かせる配置とする。					
建築物の新築、増築、	外観規模	(1)国立公園区域内については、建築物等の高さは富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置 に関する指針第4条第2項に基づ〈基準強化の特例に定めるところによるものとし、かつ周辺の樹 林の高さを超えないようにする。 (2)周辺の自然景観に対して著し〈突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮 する。					
改築、若しくは移転、	外観 形態意匠	<ul> <li>(1)森林など周辺の自然景観と調和した形態・意匠を工夫する。</li> <li>(2)神社、寺院、遺跡等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩及び材料を工夫し、違和感を与えることのないように配慮する。</li> <li>(3)屋根の形状は原則として勾配屋根とする。</li> <li>(4)外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な印象を与えない意匠とする。</li> <li>(5)屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。</li> </ul>					
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	外観 色彩等	(1)外壁及び屋根の色彩は、高明度のものは避け、できるだけ目立たない色彩を基調とし、背景となる富士山や周辺の森林等の自然景観に調和した色調とする。 (2)基調となる部分(全体の2/3)の彩度は、表の通りとする。ただし、石材、木材などの自然素材、漆原塗、煉瓦、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材色の色彩を除く。    色相   彩度   YR(橙)系   4以下   R(赤)、Y(黄)系   3以下   上記以外   2以下   無彩色					
変 更	外 観 材 料	(3)使用する色数はできるだけ少なくなるように努める。 (1)外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特の材料や天然の材料をできるだけ用いるように努める。 (2)鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。					
	屋外照明	(1)照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 (2)光源で動きのあるものは、原則として避ける					

		制度名/対象区域名
	項目	
	緑化	<ul> <li>(1)敷地内はできるだけ緑化に努めるものとし、特に、道路前面部の敷地(前庭)の緑化に配慮する。</li> <li>(2)既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす、</li> <li>(3)使用する樹種は、周辺の樹林や緑地、街路樹などと調和し、地域の風土にあったものとするように努める</li> <li>(4)特に、規模の大きい建築物にあっては、周辺に与える威圧感、圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及びその配置などに配慮する。</li> </ul>
	その他	(1)屋外駐車場はできる限り出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。
工作	垣、さく、塀の類	(1)周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。 (2)高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの天然の材料を使用するよう努める。これによらな い場合は、これに準じる工夫をする。
―作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	電柱類、電柱、鉄塔、アンテナの類	(1)森林景観や山並み景観を維持するため、原則として鉄塔、アンテナの類の設置は抑制するものとする。また、設置する場合においても高さは30m 以下とする。ただし、町長が交易上必要と認め、かつ景観審議会等の意見を聞いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りではない。 * 設置する場合は、以下の事項に配慮する。 (2)形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。 (3)色彩については、富士山の眺望や湖水景観、背景となる山並み景観、周辺の町並み景観に配慮した色調を用いる。 (4)主要な眺望場所からの眺望の妨げにならないよう配置にあたっては特に配慮する。 (5)電柱、電話柱などの類はできる限り共架に努め、数をできるだけ少なくする。 (6)鉄塔、アンテナの類は、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m 以上後退するとともに下部を植栽などにより遮へいし、極力目立たないようにする。 (7)移動通信用鉄塔については、山梨県景観条例に基づく大規模建築物等の景観形成基準の運用に準拠するものとする。
<sup>繕若しくは模様替</sup>	金属柱、高架水槽、煙突、記念塔、	(1)国立公園区域内については、工作物の高さは富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に 関する指針第4条第2項に基づ〈基準強化の特例に定めるところによるものとし、かつ周辺の樹林 の高さを超えないようにする。また、原則として煙突、高架水槽、製造プラント、処理施設の類の設
え又は色彩の変更	製造プラント、貯蔵施設、製造プラント、貯蔵施設、	置は抑制するものとする。ただし、町長が公益上必要と認め、かつ景観審議会等の意見を聴いた上で景観上支障がないと認められるものはこの限りではない。 (2)富士山や湖水景観、周囲の山並み、まち並みの景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑える。 (3)配置や形態意匠、色彩、屋外照明、緑化は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。
	太陽光発電設備の類	(1)富士河口湖町太陽光発電施設に関する景観形成基準による。

項目	制度名/対象区域名
グロ	湖水·湖畔景観形成地域
土地の形質の変更	(1)土地の形質の変更は必要最低限に抑えるものとする。 (2)周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面などを生じないよう努める。 (3)法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 (4)擁壁は、自然に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。 (5)敷地内に現存する樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努める。 (6)形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
土石の類の採取	(1)鉱物の掘採又は土石の類の採取は、原則として抑制するものとする。やむを得ず行う場合においては、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の掘採等とする。 (2)掘採等に当たっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 (3)掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
再生資源、その他物件の堆積屋外における土石、廃棄物、	<ul> <li>(1)各種物件の堆積は、原則として抑制するものとする。</li> <li>* やむを得ず行う場合においては、以下の事項に配慮する。</li> <li>(2)堆積規模は必要最小限に抑えるものとし、位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たないような位置とする。</li> <li>(3)積み上げにあたっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。</li> <li>(4)敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。</li> </ul>
木竹の伐採	<ul> <li>(1)森林の伐採は原則として抑制するものとし、やむを得ず伐採する場合においては、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。</li> <li>(2)既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。</li> <li>(3)道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにする。</li> <li>(4)伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置(植栽等)の実施に努める。</li> </ul>

#### 6.景観法(富士宮市景観計画)に定める景観形成基準

			制度	夏名/対象区域名			
]	項目		景	観形成重点地区			
		富士山等景額	見保全地域 マイス かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい		冨士山等眺望保全地域		
	西己	(1)尾根線上や主要な眺	望点から目につく	丘陵地での建築物の	配置は避ける。		
	配 (2)主要な眺望点からランドマークとなる富士山などへの見通し線を確保する。 等						
		(1)主要な道路に面する	壁面の位置は、原見	則として道路から見 <sup>-</sup>	て圧迫感を感じない距離を確保	するこ	
		ととし、それが困難な均	易合は、中高木によ	る植栽帯を設け、建	‡築物の圧迫感、違和感を和らけ	<b>ずる</b> 。	
	壁	(2)地形等と調和した変化	2のある建物配置や	壁面に凹凸をつけ	るなど、陰影のある建築形態とす	-る。	
	壁面の位置	(3)歩行者の目に留まりや	すい建築物の低層	層部は、飽きのこな!	N、永〈愛されるデザインとする。		
		(4)商業·業務施設、住宅	などの建築物にあ	っては、窓、ベランタ	ず、バルコニーの形態や仕上げた	才を工	
	形態	夫することにより壁面を	分節化する。				
	意	(5)外壁の仕上げ材は、原	周辺景観になじみ、	かつ耐久性や耐候	性に優れた素材を使用する。ま	た、反	
	匠	射の強い素材の使用を	を避ける。				
建築		(6)自然に囲まれた場所1	こおいては、木材(	富士ひのき等)や石	材などの自然素材を積極的に活	括用す	
建築物の新築など		る。					
新築	<b>P</b> 卒	(1)屋根は、周辺の地形な					
など	形 態 態	(2)富士山をはじめとする豊かな自然景観を維持していくために、富士山麓などの景観にふさわしい					
	色彩				fiハた色彩を基本とし、自然景観 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	彩版の			·	遺赤)、Y (黄)系の一部色相にこ	ついて	
		は、緩和された彩度基	準の中で選択する	ものとする。			
		话口		nu e 2	必许3	1	
		項目	色相1	明度 <sup>2</sup>	彩度 <sup>3</sup>		
	基準	外壁基調色	全ての色相	7.9 ~ 5	0.5以下		
	色		10 Y R ~ 5 Y	7.9 ~ 5	2.5以下		
	基準色の範囲	屋根色	全ての色相	4.9以下	0.5以下		
	出	A 1 131 1 1 = -	10 Y R ~ 5 Y	4.9以下	2.5以下	]	
					場合には、やや幅のある色彩の記	設正と	
した以下の範囲の色彩を用いることができるものとする。   し					0		

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 色相; 色味の度合いを色相として表す。色相は、R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)など各色相の頭文字と、その度合いを表すOから10までの数字を組み合わせて用いる。

 $<sup>^2</sup>$  明度; 色の明るさの度合いを表す。0から10までの数字を用い、明るい色ほど数値が大きくなる。色相をもたない無彩色はN9というように、最初にNをつけて表す。

<sup>3</sup> 彩度、色のあざやかさの度合いを表す。あざやかな色ほど数値が大きくなるが、最大の数値は色相によって異なる。

		制度名/対象区域名					
I	項目	景観形成					
		富士山等景	観保全地域		<u>ー灬                                    </u>		
	最						
	最低基準色の範囲(外壁基調色)	色相	トーン1		色相	トーン	
	準 色	R系、YR系、Y系、	N 2 、N 3 、N 4 , L		全ての色相	N 2、N 3、N 4 , L 2、	
	範	GY系、G系、BG系	2、L3、M2トーンの			L3、M2トーンの範	
	外	色相の範囲内及び	範囲内			囲内	
	壁基	彩度0.5以下の無					
	調色	彩色					
	最	色相	トーン		 色相	トーン	
	基	R系、YR系、Y系、	N3、N4、L3トーン			N 3 、N 4 、L 3 ト – ン	
	色	GY系、G系、BG系	N3、N4、L3トーク     の範囲内		全ての色相	N 3 、N 4 、L 3 F ー フ	
建	範	色相の範囲内及び	の方表に行びため			V2¥6 \(\rightarrow\)	
黎物	屋	彩度0.5以下の無					
の新	最低基準色の範囲 屋根色	彩色					
建築物の新築など	)						
ے		(1)太陽光発電設備を原	屋根材又は外壁材として	使用	する場合は、その他の	屋根材又は外壁材と調和	
		するものとする。					
	色彩	(2)外壁の強調色(アク	セントカラー) は建物見付	<b>古</b> 面積	┋の10分の1以下とし、∮	必要最小限の使用を基本	
	彩	とする。					
				告に	おいて、強調色を使用し	しているものは、外壁の見	
		付面積として積算す					
		(1)主要な眺望点や道路から見たとき、富士山や天子山系の稜線を遮らない建築高とする。					
			_	の核約	泉を遮ることなく、かつ糸	 	
	高さ	見えるような建築高と	-	: 古 L	<del></del>		
	J	(3)周辺のまち並みがつ (4)南街火調敷区域に			-	     ない場合はこの限りでは	
		(4)印印刊化調金区域にの	いいる回にはい川以下に	. ୨ ଚ	,ににひ、京観工又降り	/ない物口はこの形りには	
		'&V 1₀					

-

<sup>1</sup> トーン;色調と呼ばれ、色の強弱や軽重、濃淡など、色が与える印象と深く関わっている。また、各色相の色を彩度別に4段階に分け、さらに明るさを加味して、最終的に10種のトーンを設定している。

1	項目	景観形成重点地区		
		富士山等景観保全地域 富士山等眺望保全地域		
		(1) 塔屋、設備類は、建築物と一体化させる。それが困難な場合は、ルーバー1などにより囲み、修景を		
		施す。		
		" <sup>***</sup> 。   (2)壁面の配管類、バルコニーの室外空調機器、パワーコンディショナーなどは、建築物と一体化する		
		か、又は、通りから見えない位置に設置する。それが困難な揚合は、壁面と同系色にするなどの修		
		景を図る。		
	+坎	   (3)アンテナ類は共同化、集約化する。		
	塔屋	│ │(4)太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩		
	設 備 類	度の目立たないものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。		
	類	(5)太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射の		
		ものを使用するよう努める。		
		(6)太陽光発電設備を勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と		
		一体化させる。		
		(7)太陽光発電設備を陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させる		
		か、又は、ルーバーなどにより修景を施す。		
	垣 柵 門扉など	(1)原則として境界部デザインは、基壇に自然石(富士山の土石)を活用した石積みと植栽の組み合		
		わせによるものとする。		
		(2)敷地境界部に擁壁ができる場合は、緑化ブロックやツタ性植物により修景を図る。		
		(3)垣の高さは、歩行者の視界が確保できる程度の高さとする。(参考:H=1.5~2.0m) 		
		(4)フェンス、柵などが機能上必要な場合は、周辺景観に調和したデザインとし、可能な限り前面の緑		
		化修景により周辺になじんだものとする。 (C) 関ウなどは、周辺の星知は短知した形態、奈原しまる。		
		(5)門扉などは、周辺の景観と調和した形態、意匠とする。		
建筑		(1)既存の樹木は、建築物配置の工夫、移植などにより、出来る限り残すように努める。   (2)敷地内空地の緑化に努める。その際、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和を得られ		
物の		(2)   然地内土地の緑化に方める。その原、自然恒土を写慮するとともに、同題の樹木との調和を持ちれた。		
建築物の新築など	敷地			
など	敷 地 内 緑	(3)		
	花	る演出を行う。		
		   (5)敷地内の道路に面する部分は、中高木を主体とする植栽により、歩行者等から見た効果的な緑化		
		**		
	<del>サ</del> 駐	(1)駐車場、サービスヤード2などは、歩行者から直接見えない位置に配置する。		
	サービー	(2)駐車場、サービスヤードなどがやむを得ず通りに面する場合は、植栽などにより歩行者から見えな		
	マロット かんしょう を見る は To a			
	ド場、	(3)駐車場は緑の多用により周辺環境との調和を図る。		

<sup>1</sup> ルーバー;羽板を並べて開口部に設けた一種のよろい戸。

 $<sup>^2</sup>$  サービスヤード;洗濯·物干 $\cup$ ・日曜大工など、屋外における家事用に設けた庭。

		制度名/対象区域名					
J	項目	景観形成	成重点地区				
		富士山等景観保全地域	富士山等眺望保全地域				
	資ご が で (1) ごみ置き場は、回収方法を考慮しながら、歩行者の見えない位置に配置するか、建物と一 デザインとして修景する。 (2) 資材置き場は、原則として歩行者より見えない位置に配置することとし、それが困難な場合な 者等からの見え方に効果的な植栽による修景を行う。						
	屋外照明	(1)歩行者の安全性や快適性に配慮した夜間の既 (2)自然地内での夜間の暗がりを侵すような照明の					
	工作物	(1)工作物 <sup>1</sup> は、原則として歩行者より見えない位置に配置することとし、それが困難な場合は歩行者等からの見え方に効果的な植栽による修景を行う。 (2)建築物と一体となっている工作物は、建築物本体と同じデザイン、色調とする。 (3)できるだけシンプルな形態とし、周辺景観になじむよう配慮する。					
	高 排架 気水 気水 管 電冷 波却 塔 など (4)形態は簡素化したデザインとする。 (5)市街地にある工作物 <sup>2</sup> の基壇部には、できるだけ修景緑化を図る。						
工作物の新設など	記念塔、記念像など	(1)尾根線上、丘陸地、高台での設置は避ける。 (2)原則として敷地境界から10m以上後退する。ただし、周辺の景観との調和が図られている場合 この限りではない。 (3)主要な眺望場、主要な道路などから見た場合に、富士山、天子山系がつくる稜線を遮らないよう する。 (4)周辺景観になじむ形態とする。 (5)周辺景観になじむ形態とする。					
	コナスター、観覧車など観光用昇降機、	(5)周辺景観との調和のため、修景緑化を図る。 (1)主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系がつくる稜線を遮らない。 にする。 (2)敷地境界から10m以上後退する。 (3)敷地外周部には、敷地の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行う。					

\_

<sup>1</sup> 工作物; この項目における工作物は、建築物に付属する工作物を指し、単独では届出対象にならないものをいう。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 工作物;景観法(富士宮市景観計画)では、次の ~ に示すものとする。 高架水槽、冷却塔その他これらに類する物件、 煙突、排気塔その他これらに類する物件、 電波塔その他これらに類する物件、 記念塔、記念像その他これに類する物件、 観光用昇降機、コースター、観覧車その他これらに類する物件、 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類する物件、 垣、さく、擁壁その他これらに類する物件、 石油タンク、ガスタンク、サイロその他これらに類する物件、 花壇その他これらに類する物件、 屋外に設置されたクレーン等の生産設備その他これらに類する物件 太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類する物件

項目		制度名/対象区域名
		景観形成重点地区
		富士山等景観保全地域 富士山等眺望保全地域
	太陽光発電設備	(1)尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。 (2)太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。 (3)歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を施す。 (4)主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施す。
	風力発電設備など	(1)尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。 (2)主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施す。 (3)主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。
	橋りょう、横断歩道など高架道路、高架鉄道、	(1)設置にあたっては、周辺の地勢、環境、自然植生、生態系などに配慮する。 (2)周辺の景観を乱さないようにできるだけ簡素な形態とする。
	その他の工作物	(1)設置にあたっては、周辺の地勢、環境、自然植生、生態系などに配慮する。 (2)歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退する。 (3)主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山、天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。 (4)周辺景観になじむ形態とする。 (5)周辺景観との調和のため、修景緑化を図る。
工作物の新設など	工作物の色彩	(1)背景となる自然景観や近隣の建築物や工作物との調和に配慮し、周辺の環境から著しく突出するような色彩を基調とすることを避ける。 (2)富士山や朝霧、天子山系の山々の景観と融和する色彩を基調とする。 (3)近隣の建築物との調和に配慮し、かつ富士山の眺望景観を阻害しない色彩を基調とする。 (4)富士山をはじめとする豊かな自然景観を維持していくために、鉄塔、電波塔などについては、次に示す色彩を用いることとする。 1)富士山等景観保全地域:低光沢のもの N4.5以下 2)富士山等眺望保全地域:低光沢のもの N4.5~N6(周辺環境により判断する。) (5)太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。 (6)太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用するよう努める。 (7)パワーコンディショナーなど附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用する。

		制度名/対象区域名
J	項目	景観形成重点地区
		富士山等景観保全地域 富士山等眺望保全地域
		(1)地形、地物にあわせた造成とし、切土、盛土の発生を最小限に抑える。
	造 成	(2)法面はできるだけ緩い勾配(30度以下)とし、表面は緑化する。
		(3)地形上やむを得ず急傾斜の法面や擁壁ができる場合は、緑化等により周辺環境に配慮する。
		(4)敷地内に舗装等を施す場合は、できる限り、浸透性のある素材を用いる。
		(5)地下水脈を分断しないよう十分注意する。
		(1)地形、地物にあわせた道路線形とし、切土、盛土の発生を最小限に抑える。
		(2)道路の線形は、富士山、天子山系のスカイラインに対してのシークエンス景観に配慮する。
		(3)法面はできるだけ緩い勾配(30度以下)とし、表面は緑化する。
		(4)地形上やむを得ず急傾斜の法面や擁壁ができる場合は、緑化等により周辺環境に配慮する。
特定工作物及び運動		(5)街路樹は、自然植生や周辺の樹木に配慮した樹種とする。
工作	道 路	(6)街路灯はできるだけ簡素な形態とする。
物及	<b>2</b> H	(7)防護柵等の設置については、周辺環境に配慮したデザイン、色彩とする。
び運		(8)電柱の設置はできるだけ避け、電線の地中化を行う。その際、配電盤、変圧器などは周辺の景観
		から目立たないように配慮する。
レジャー		(9)やむを得ず電柱を設ける場合は、富士山に対して反対側に設置するとともに、周辺環境に調和し
		た色彩とする。
施設に		(1)緑地率は20%以上を確保する。ただし、それが困難な場合は、中高木を効果的に配置し、歩行者
に関わる開発行		等から見た効果的な緑化を図る。
る問		(2)植栽に当たっては、自然植生に配慮する。
発	緑	(3)既存の樹木の伐採は、小規模に留める。やむを得ない場合は、その周辺に移植する。
為	植栽	(4)主な眺望点から見た場合に、富士山の標高400m以上の山腹での著し〈確認できる大規模な自然
		樹林の伐採は避ける。
		(5)水源かん養保安林、環境保護林などの一団の樹林帯を分断する場合、適切な幅の林縁群落を設
		ける。
		(6)開発区域内に公園を設ける場合は、富士山を望むことができる眺望空間を確保する。
	河川	(1)河川、水路や湧水池がある場合は、その水質を汚さないように十分注意する。
	,	(2)河川、水路や湧水池がある揚合、その護岸はできるだけ自然石などの自然素材を用い、必要に応
	整池	じて親水性のある形態となるようにする。
	調整池など	(3)調整池の周囲は緑化等により修景を行う。

		制度名/対象区域名			
J	項目	景観形成重点地区			
		富士山等景観保全地域 富士山等眺望保全地域			
特定工作物及び運動・レジャー 施設に関わる開発行為	工作物	(1)工事用仮囲いは、できるだけ周辺の景観を乱さないよう修景を図る。			
そ	土石の採取、その他	<ul><li>(1)採取後の状態が、採取前の自然に近づく工法を採用する。</li><li>(2)採取する土地は、周囲から目立たないようにできる限り以下の措置を講じる。</li><li>1)敷地の周囲を緑化等により修景する。</li><li>2)周囲から見えにくいように、隣接する環境と調和した垣、柵、フェンス等を設置する。</li></ul>			
その他	石などの堆積屋外における	<ul> <li>(1)堆積物が周囲の景観に及ぼす影響を小さくするため、できる限り堆積物の高さを低くするとともに、整然とした堆積とする。</li> <li>(2)周囲から目立たないようにできる限り以下の措置を講じる。</li> <li>1)敷地の周囲を緑化等により修景する。</li> <li>2)周囲から見えにくいように、隣接する環境と調和した垣、柵、フェンス等を設置する。</li> </ul>			

#### 7. 景観法(富士市景観計画)に定める景観形成基準

項目		制度名/対象区域名	
		用途地域が指定されていない区域	
その他これらに類するものを除く)建築物 土作物 煙突、排気塔			
煙突、排気塔その他これに類するもの	色彩	(1)煙突、排気塔のその他これらに類するものの外観の色彩基準の数値は、マンセル値に基づき、次のとおりとする。  1)色相は5Y~5PB、もしくは無彩色とする。住宅地及び商業地エリアに立地する場合は、これに加え、0YR( 10R)~5Yの色相も認める。  2)明度は7以上とする。  3)彩度は2以下とする。  4)工場地色彩ガイドラインを参考にカラーデザインすること。  (2)ただし、航空法により昼間障害標識を設置しなければならない物件(国土交通大臣が昼間障害標識を設置する必要がないと認めたもの及び高光度航空障害灯または中光度白色航空障害灯を設置するものを除く)、また市長が良好な都市景観を害する恐れがないと認めた場合においては、こ	

-

<sup>1</sup> 工作物;景観法(富士市景観計画)では、次の ~ に示すものとする。 垣、さく、擁壁その他これらに類する物件、 高架水槽、冷却塔、実験塔その他これらに類する物件、 煙突、排気塔その他これらに類する物件、 記念塔その他これに類する物件、 石油タンク、ガスタンクその他これらに類する物件、 電波塔、送電用鉄塔その他これらに類する物件、 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類する物件、 太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類する物件、 展望台、コースター、観覧車その他これらに類する物件 前各号に定めるもののほか、良好な景観の形成を妨げる恐れがある工作物として市長が指定するもの

#### 8.景観法(御殿場市景観計画)に定める景観形成基準

項目		制度名/対象区域名
,	·R 🗗	市全域
	配置	(1)敷地周辺から富士山や箱根山系への眺望を損なわないよう、建築物等は道路からできる限り
		後退し、道路側に空地を確保するよう努める。
		(2)まとまりある農地、歴史的まちなみや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場
		合は、その保全に配慮した配置および外観とする。
		(1)山稜の近傍にあっては、稜線(スカイライン)を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置および規
	高さ	模とする。
		(2)周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめる。
	Пζ	(1)周辺へ背景の自然景観やまちなみ景観と調和する形態、意匠とする。
	形 態	(2)規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周
	<b>意</b> 匠	辺との調和を図る。
		(3)屋根は勾配を有する形態に努める。
建	色彩	(1)建築物および工作物の外観の基調色は、落ち着きのある色彩または素材色とし、彩度の高い色は
建築物		避ける。ただし、周囲と調和する場合は明るい色彩を使用してもよい。
		(2)アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫する。
土作物の建築等	緑地化の	(1)敷地内では、できる限り多くの部分を緑化する。
の建		(2)周辺の建築物等と比べて相当大規模な建築物等にあっては、建築物等のまわりの緑化により圧迫
築等		感、威圧感の軽減に努める。
,,	<sup>追</sup>	(1) 塀や垣等を設ける場合は、できる限り生け垣または、自然素材を用いた垣柵とする。
		(2)これによらない場合は、周辺の景観および建築物等に調和したものとし、できる限り柵・塀の全面
		の緑化に努める。
	夜間	(1)夜間の屋外照明は、過剰な電飾等の光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じた適切な
	間 照 明	照明方法等を工夫する。
	明	
	駐声	(1)駐車場や駐輪場は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努める。
	駐車場等	
	<del></del>	
	建筑	(1)建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設
	建 築 設 備	備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。 
	湘	

項目		制度名/対象区域名
	K I	市全域
スガ大 すること。		
	開発行為	<ul> <li>(1)現況の地形をできる限り活かし、長大な擁壁や法面が生じないようにすること。</li> <li>(2)擁壁は、素材、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観およびまちなみとの調和に努めること。</li> <li>(3)法面は、緑化等により周辺の景観およびまちなみとの調和に努めること。</li> <li>(4)良好な既存の樹木は出来る限り保全および活用に努めること。</li> </ul>
特定照明		(1)地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 (2)特定の対象物を照射するものとし、光源を空、道路、鉄道等公共空間に向けての照射を避けるとと もに、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。

#### 9.景観法(裾野市景観計画)に定める景観形成基準

項目		制度名/対象区域名
,	·	市全域
	配置	(1)富士山などの眺望を阻害しないような配置とすること。
		(2)周辺の地形やまち並みなど周辺景観から突出した印象とならないような配置とすること。
	高さ	(1)富士山などの眺望景観や自然景観、周辺のまち並み景観を阻害しない高さとすること。
	形	(1)建築物の形態や屋根形状は、後背の自然景観との調和に配慮するとともに、まち並み景観の
	態	統一感や連続性を高めるものとすること。
	壁面	(1)建築物の壁面は、威圧感をできる限りなくすこと。
		(1)建築物の壁面、屋根及び工作物の色彩は、周辺景観や後背の自然景観との調和に努め、彩
	色	度は抑えること。
建	色 彩	(2)色数は全体で5 色以内となるように努め、木・土・コンクリート・ガラスなどは、その配色が著しく
建築物の新築など		目立った印象とならないようにすること。
<b>紹</b>	材料	(1)材料は、外観の変化をすぐに起さないもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料
築な		の使用に努めること。
など	付帯設備	(1)屋上に設ける設備(給排水管、ダクト、受水槽、冷却塔、アンテナなど)は、外部から見えにく
		い場所に設置する、または目隠しなどにより見えないようにすること。
		(2)太陽光発電設備は、目立たない場所への配置や周囲を植栽で目隠ししたりするなど、周辺か
	設備	ら見え難くなるように努めること。
		(3)太陽光発電設備の太陽電池モジュール(パネル)は、反射が少な〈模様が目立たないものの
		採用を図るとともに、設置場所との色彩の調和を図ること。
	門 柱垣	(1)道路等に面する柵などの施設は、建物本体や周辺のまち並みと調和するよう形態や色彩を工
	門柵 扉	夫し、圧迫感のないものとすること。
	枯	(1)敷地内の既存樹木は、極力保全し、修景に活かすよう配慮すること。
	植 栽	(2)敷地内や建築物等の緑化や花による修景に努めること。

7	·= -	制度名/対象区域名					
1	項目	市全域					
		建築物の壁面など外壁の基調色は、日本工業規格Z8721[色の表示方法 - 三属性による表示]					
		において、以下のとおりとする	こと。				
		色相	彩度	明度			
		0R( 10RP) ~ 10R	4.0 以下				
		0YR( 10R)~5Y	6.0 以下	2011			
		以外	2.0 以下	3.0 以上			
建築物	色彩	N (無彩色)	-				
物	彩	・ただし、次の場合に関しては	適用しない		_		
		・表面に着色していない、また	は製造過程におい	て着色してい	ない木材、土壁	、ガラス等の素材	
		本来が持つ色彩及び見付面	積の10 分の1未満	の範囲の色彩	乡。		
		・設置後の太陽光発電設備の	太陽電池モジューノ	レ(パネル)の	合計面積が1,00	00 ㎡以上となる行	
		為のみが届出対象となる建築	物の色彩。				
		・当該建築物が敷地外から視	認できない場合など	ご、視認性の原	点から市長が特	に景観上支障を及	
		ぼさないと認める色彩。					
		・工作物の壁面など外観の基語	周色は、日本工業規	見格 Z8721〔色	2の表示方法 - :	三属性による表示〕	
		において、以下のとおりとすること。					
		区分	色相		彩度明	度	
		工作物(1)	0R( 10RP) ~	-10R 4.0	以下		
		・工作物(2)及び工作物	0YR( 10R)	~5Y 6.0	以下 3.	.0	
		(3)を除く全ての工作物	以外	2.0	以下以	上	
			N(無彩色)	-			
		工作物(2)	0R( 10RP) ~	5 Y 2.0	以下		
		・煙突、排気塔その他これ	N(無彩色)		3	.0	
I	4	らに類する物件、電波塔、			5.	_	
工作物	色 彩	送電用鉄塔、風力発電設			7	.0	
180		備その他これらに類する			,	.0	
		物件					
		工作物(3)	・太陽電池モジュ・	ール(パネル)	の色彩は黒又	は濃	
		・土地に自立して設置する	紺もしくは低彩度	・低明度の目	立たないものとす	するこ	
		太陽光発電設備	<b>ک</b> 。				
		・ただし、次の場合に関しては	適用しない				
		・表面に着色していない、また	は製造過程におい	て着色してい	ない木材、土壁	、ガラス等の素材	
		本来が持つ色彩。					
		当該工作物が敷地外から視	認できない場合など	ご、視認性の点	点から市長が特	に景観上支障を及	
		ぼさないと認める色彩					

#### 10. 景観法(静岡市景観計画)に定める景観形成基準

項目		制度名/対象区域名			
	~~ II	住居系市街地景観形成ゾーン	田園・緑地景観ゾーン		
建築物 土作物' 籏壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋	自然資源を活かす、取り入れる	物緑化を行う。	(し 性を - ス 引の		
	引き立てる 引き立てる	◆ 屋根や外壁の色彩は、色相や彩度などを協調する。			
5歩道橋等を除く)	後背の山並みへの見通しを確保する空の仏さや水辺の開放感、	(1)建築物の屋上設備や塔屋は、屋根と一体となるよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。 1)通りから直接望見できない位置に配置する。 2)ルーバーや緑化による修景などを行う。 (2)建築物の屋根は勾配屋根とするなど、周辺の市街地や後背の山並みと調和した形状とする。			

-

<sup>1</sup> 工作物;景観法(静岡市景観計画)では、次の ~ に示すものとする。 建築物に該当しない門、塀、垣、さくその他これらに類するもの、 擁壁その他これに類するもの、 高架水槽、冷却塔、サイロその他これらに類するもの、 煙突、排気塔その他これらに類するもの、 記念塔その他これに類するもの、 電波塔その他これに類するもの、 屋外タンクその他これに類するもの、 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの、 建築物に該当しない車庫その他これに類するもの、 自動販売機、 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として市長が指定するもの

項目		制度名/対象区域名		
,	识口	住居系市街地景観形成ゾーン 田園・緑地景観ゾーン		
		(1)周辺への光環境を考慮し、効果的な夜間景観	の演出に努める。	
	夜間景観を形成する地域環境を活かした	(2)住宅地や田園地域などの落ち着きのある環境	に配慮し、光の向きや光源の使用等に工夫を行う。	
		(3)光源が露出した照明は使用しない。		
		(1)次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ	(1)次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空	
建築物		空間のスケール感と調和した規模・形態・配	間のスケール感と調和した規模・形態・配置と	
	地	置とする。	する。	
土作物	以 や に な	1)外壁面の意匠(開口部の形状等)。	1)外壁面の意匠(開口部の形状等)。	
	地区や通りの一	2)地域の景観特性に応じたスカイラインの	2)地域の景観特性に応じたスカイラインの形	
<b>雍</b> 壁、	<u>0</u>	形成。	成。	
高架道路、	体 性	3)道路の幅員と沿道の建物で構成される	3)道路の幅員と沿道の建物で構成される通	
道路	体性や連続性に配慮する	通り景観のスケール。	り景観のスケール。	
	続 性	4)建築物の配置	4)建築物の配置。	
高架鉄道、	に配	5)通りに対する外壁面の位置、敷地内の空	5)通りに対する外壁面の位置、敷地内の空	
	慮す	地の確保。	地の確保。	
橋川	á		(2)集落が持つスケール感を尊重し、低層を基調	
橋りょう、横断歩			とする。	
横			1)接道部では、自然素材の活用に努める。	
断步	地	(1)地域の個性が感じられる色彩や素材の活用	(1)地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を	
道橋等を除く)		を基本とし、次の事項に適合させる。	基本とし、次の事項に適合させる。	
等を	)   	1)外壁の素材は、汚れや退色に強いものと	1)外壁の素材は、汚れや退色に強いものと	
除く	区の特性にあった色彩 素材とする	する。	する。	
S	上にあ	2)外壁や外構は、地域で多く使用されてい	2)外壁や外構は、地域で多く使用されている	
	めった	る素材や色彩の活用に努める。	素材や色彩の活用に努める。	
	色彩	3)外観の色彩は、次表 <sup>1</sup> のとおりとする。た		
	素	だし、着色していない木材、土壁、ガラス	し、着色していない木材、土壁、ガラス等の	
	材と	等の材料によって仕上げられる部分の色	材料によって仕上げられる部分の色彩又	
	する	彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内	は見付面積の5分の1未満の範囲内で外	
		で外観のアクセント色として着色される部	観のアクセント色として着色される部分の	
		分の色彩については、この限りでない。	色彩については、この限りでない。	

<sup>1</sup>次表;16ページ及び17ページ「建築物の外壁」「建築物の屋根」「工作物の外観」の欄を参照のこと。

<sup>2</sup>次表;16ページ及び17ページ「建築物の外壁」「建築物の屋根」「工作物の外観」の欄を参照のこと。

項目		制度名/対象区域名			
		住居系市街地景観界	形成ゾーン	田園·緑地景智	観ゾーン
建築物 土作物 擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等を除く)	街角の個性を演出する	(1)主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。 1)シンボルとなる樹木等を植栽する。 2)空地や広場を確保する。			
	を大切にする とず マンなスケー ル感	(1)周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。 1)壁面に凹凸を付けたり、雁行(がんこう)させたりする。 2)部材、色彩・素材などにより分節化を行う。 3)隣接地に対して、外壁を段階的にセットバックさせる。			
	一体的なデザインとする付属施設や外構は建築物と	(1)駐車場や駐輪場、ごみ置き場などの付属施設、外階段は、次のいずれかの基準に適合させる。 1)建築物と一体的な意匠とするなど、目立たない工夫を施す。 2)通りから直接望見できる場合は、緑化などにより修景する。			
	緑化によるうるおいを	(1)庭先や敷地内は、四季を感じさせる樹木や花木を植栽する。 (2)接道部は生け垣とするなど、うるおいのある通り景観とする。 (3)接道部に緑化に必要な擁壁等が生じる場合は、建築物の外壁や地域で多く利用されている仕上 げと同等程度の素材などを使用する。			
	建築物の外壁	色相	明度	彩度	]
		1 0 R(OYR) ~ 5 Y	8以上の場合	4以下	1
			8未満の場合	6以下	-
		上記以外の有彩色	8以上の場合	1以下	
			8未満の場合	2以下	
		無彩色		0(使用可)	
				•	_

項目			制度名/対象	区域名	
,	× H	住居系市街地景観形成	<b>艾ゾーン</b>	田園・緑地景観ゾーン	
建					
築物	建築	色相	明度	彩度	
土	建築物の屋根	有彩色	(NT	6以下	
物	屋 根	無彩色	6以下	0(使用可)	
<b>雍</b> 壁、					
高架道路、					
建築物 土作物 擁壁、高架道路、高架鉄道、					
橋り	工 作	色相	明度	彩度	
ؠؙٚ	工作物の外観	有彩色		6以下	
横断	外 観	無彩色	-	0(使用可)	
橋りょう、横断歩道橋等を除く)					

## 11.屋外広告物法(山梨県屋外広告物条例)に定める許可基準

	制度名/対象区域名
項目	御師住宅沿道地区、横町バイパス地区、富士見バイパス地区及び富士河口湖富士線地区を除く山梨
	県全域
	(1)裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたも
	のであること。
	(2)三百六十度にわたる弧を照らす灯火(以下「回転灯」という。)を使用していないこと。
	(3)蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。
	(4)第一種許可地域内にあっては、表示の内容が変化するものでないこと。
共通基準	(5)第二種許可地域内にあっては、表示の内容が変化するものでないこと。ただし、都市計画法で規定
基準	する用途地域が指定された地域(以下「用途地域」という。)内において、自家用広告物(自己の氏
·	名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物等で自
	己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示し、又は設置するものをいう。以下同じ。)であって、
	表示面積の合計が〇・五平方メートノレ(両面に表示する場合にあっては、一・〇平方メートル)以内
	のものを、信号機の視認の妨げにならないと知事が認める方法により表示し、又は設置する場合は、
	この限りでない。

項目	制度名/対象区域名
共口	御師住宅沿道地区
共通基準	御師住宅沿道地区  (1)使用する色彩の数が三以下であること。 (2)広告物の表示面に使用される色彩のうち、表示面積に対して占める割合が最大である色彩(以下「最大面積色」という。)の明度が二以上八以下であること。ただし、無彩色のものについては、この限りでない。 (3)最大面積色の彩度が六(色相が R、YR 又は Y の場合にあっては、八)以下であること。 (4)広告物の表示面については、周辺の風致や景観と調和したものであること。 (5)裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること。 (6)三百六十度にわたる弧を照らす灯火(以下「回転灯」という。)を使用していないこと。
	(7)蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 (8)照明が点滅しないこと。
	(9)表示の内容が変化するものでないこと。

項目	制度名/対象区域名
75.1	横町バイパス地区
	(1)使用する色彩の数が三以下であること。
	(2)最大面積色の明度が二以上八以下であること。ただし、無彩色のものについては、この限りでない。
	(3)最大面積色の彩度が六(色相が R、YR 又は Y の場合にあっては、八)以下であること。
	(4)広告物の表示面については、周辺の風致や景観と調和したものであること。
共 通 基 準	(5)裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたも
基準	のであること。
·	(6)回転灯を使用していないこと。
	(7)蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。
	(8)照明が点滅しないこと。
	(9)表示の内容が変化するものでないこと。

項目	制度名/対象区域名
(現日)	富士見バイパス地区及び富士河口湖富士線地区
共通基準	富士見バイパス地区及び富士河口湖富士線地区  (1)使用する色彩の数が三以下であること。 (2)最大面積色の明度が二以上人以下であること。ただし、無彩色のものについては、この限りでない。 (3)最大面積色の彩度が六(色相が R、YR 又は Y の場合にあっては、八)以下であること。 (4)広告物の表示面については、周辺の風致や景観と調和したものであること。 (5)裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること。 (6)回転灯を使用していないこと。 (7)蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 (8)表示の内容が変化するものでないこと。ただし、この告示の適用の日(以下「適用日」という。)において現に第二種許可地域に該当する区域で、かつ、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)で規定する用途地域に該当する区域内において、建築物を利用する自家用広告物であって、表示面積の合計が〇・五平方メートル(両面に表示する場合にあっては、一・〇平方メートル)以内のものを、信号機の視認の妨げにならないと知事が認める方法により表示し、又は設置する場合は、この限りでない。

## 12.屋外広告物法(静岡県屋外広告物条例)に定める許可基準

項目	制度名/対象区域名
グロ	静岡市、富士宮市、富士市、御殿場市を除く静岡県全域(裾野市は事務移譲)
	(1) 螢光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
	(2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
共	(3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
共 通 基 準	(4) 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないものであること。
準	(5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
	(6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
	(7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

## 13.屋外広告物法(静岡市屋外広告物条例)に定める許可基準

項目	制度名/対象区域名
- 投口	静岡市全域
	(1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
	(2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
共	(3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
共通基準	(4) 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないものであること。
準	(5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
	(6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
	(7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

# 14.屋外広告物法(富士宮市屋外広告物条例)に定める許可基準

項目	制度名/対象区域名
グロ	富士宮市全域
	(1)蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
	(2)著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないものであること。
	(3)裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
	(4)電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないものであること。
	(5)構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
	(6)交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
共	(7)信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。
共通基準	(8)壁面広告物の強調色は建築物の見付面積の 10 分の1以下(屋根部分を含む。)とし、必要最小限の
準	使用を基本とすること。
	(9)点滅する光源を持つ電飾広告物5メートル以下とすること。
	(10)広告物の地色に蛍光色を使用しないこと。
	(11)高さ 10 メートルを超える広告物の地色は、景観計画に定める景観形成基準の最低基準色(外壁基
	調色)の範囲内とすること。
	(12)景観重要公共施設の道路境界から 10 メートル以内及び風致地区内に建てられる屋外広告物の脚
	柱はダークブラウンにすること。

# 15.屋外広告物法(富士市屋外広告物条例)に定める許可基準

項目	制度名/対象区域名
次口	富士市全域
	(1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
	(2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離していないものであること。
	(3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
	(4) 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないものであること。
共 通 基 準	(5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
基準	(6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
	(7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。
	(8) 高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線(トンネ
	ルの区間を除く。)から 200 メートル以内の区域にあっては、点滅及び回転するもの並びに交通標識
	等と混同しやすいものでないこと。

## 16.屋外広告物法(御殿場市総合景観条例)に定める許可基準

項目	制度名/対象区域名
グロ	御殿場市全域
	(1) 螢光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
	(2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
共 通	(3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
共 通 基 準	(4) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
·	(5) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
	(6) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

#### 17. 山梨県風致地区条例(都市計画法に基づく)に定める許可基準

項目		制度名/対象区域名
建築物等の新築	建築物等で	(1)当該建築物等の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。 (2)当該建築物等の規模及び形態が新築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風 致と著し〈不調和でないこと。
	地下に設ける	(1)当該建築物等の位置及び規模が新築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風 致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
	その他の建築物等	<ul> <li>(1)当該建築物の建ペい率が10分の4以下であること。</li> <li>(2)当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては2メートル、その他の部分にあつては1メートル以上であること。</li> <li>(3)当該建築物の高さが10メートル以下であること。</li> <li>(4)当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、工作物にあつては当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著し〈不調和でないこと。</li> <li>(5)敷地が造成された宅地又は埋立て若し〈は干拓が行われた土地であるときは、木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の当該敷地の面積に対する割合が10パーセント以上であること。</li> </ul>
Į Š	建築物等の	(1)改築後の建築物の高さが改築前の建築物の高さをこえないこと。 (2)改築後の建築物の形態及び意匠が、工作物にあつては、改築後の工作物の規模、形態及び意匠が、改築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著し〈不調和でないこと。
建築物	建築物等の	(1)当該増築部分の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。 (2)増築後の建築物等の規模及び形態が、増築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域にお ける風致と著し〈不調和でないこと。
建築物等の増築	地下に設ける建	(1) 増築後の当該建築物等の位置及び規模が増築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

\_

<sup>1</sup> 建築物等;都市計画法(山梨県風致地区条例)では、建築物と次の ~ に示す工作物とする。 煙突、排気塔、 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、 記念塔、装飾塔、物見塔(屋外広告物は除く)、 高架水槽、冷却塔、 垣、さく、塀、 ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、 自動車車庫の用に供する立体的施設、 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設、 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系(その支持物を含む。)、 彫像、記念碑その他これらに類するもの

項目	制度名/対象区域名
次口	風致地区
建築物等の増築	(1)増築後の建築物の建ペい率が10分の4以下であること。 (2)当該増築部分の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては2メートル、その他の部分にあつては1メートル以上であること。 (3)当該増築後の建築物の高さが10メートル以下であること。 (4)当該増築後の建築物の形態及び意匠が、増築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
建築物等の移転	(1)建築物にあっては、移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては2メートル、その他の部分にあつては1メートル以上であること。 (2)移転後の工作物の位置が移転の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
宅地の造成等	<ul> <li>(1)木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、10パーセント以上であること。</li> <li>(2)宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</li> <li>(3)1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。         <ol> <li>1)高さが3メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</li> <li>2)都市の風致の維持上特に枢要な森林で、あらかじめ知事が指定したものの伐採。</li> </ol> </li> <li>(4)1ヘクタール以下の宅地の造成等で高さが3メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。</li> </ul>
大	(1)伐採の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致をそこなうおそれが少ないこと。
・ 土石 取 類 の	(1)採取の方法が、露天掘りでなく(必要な埋めもどし若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。)、かつ、採取を行なう土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
色彩の変更	(1)当該変更後の色彩が当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
水面の埋立て	(1)次に該当するものであること。 1)適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著し〈不調和とならないものであること。 2)当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
の土 堆石 積等	(1) 堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

#### 18.都市計画法(静岡市)に定める許可基準

項目	制度名/対象区域名	
75.1	第一種低層住居専用地域1	市街化調整区域 <sup>2</sup>
建容	(1)容積率3は10分の8を以下とする。	(1)容積率は10分の20以下とする。
建容でる。	(2)建ぺい率4は10分の5を越えない数値とす	(2)建ぺい率は10分の6を越えない数値とする。
率 -	<b>3</b> .	
外建筑	(1)外壁の後退距離5の限度は、1.5メートル又	
と	は1メートルとする。	
が後の退	(2)建築物の高さは、10メートルとする。	
記さん		-
建築物の高さの限度外壁の後退距離の限度		
· 及 设		
	(1)予定建築物等の用途が定める用途の制限に	(1)公益上必要な建築物又はこれらの者の日常
	適合していること。	生活のため必要な物品の販売、加工若しくは
	(2)主として、自己の居住の用に供する住宅の	修理その他の業務を営む店舗、事業場その他
	建築の用に供する目的で行う開発行為以外	これらに類する建築物の建築の用に供する目
	の開発行為にあつては、道路、公園、広場そ	的で行う開発行為。
	の他の公共の用に供する空地が、次に掲げ	(2)市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光
	る事項を勘案して、環境の保全上、災害の防	資源その他の資源の有効な利用上必要な建
開	止上、通行の安全上又は事業活動の効率上	築物又は第一種特定工作物6の建築又は建設
開 発 行 為	支障がないような規模及び構造で適当に配	の用に供する目的で行う開発行為。
為	置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、	(3)温度、湿度、空気等について特別の条件を必
	開発区域外の相当規模の道路に接続するよ	要とする事業の用に供する建築物又は第一種
	うに設計が定められていること。	特定工作物で、当該特別の条件を必要とする
	1) 開発区域の規模、形状及び周辺の状	ため市街化区域7内において建築し、又は建
	況。	設することが困難なものの建築又は建設の用
	2)開発区域内の土地の地形及び地盤の性	に供する目的で行う開発行為 。
	質。	
	3)予定建築物等の用途。	

<sup>1</sup> 第一種低層住居専用地域;低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域。

<sup>2</sup> 市街化調整区域;市街化を抑制すべき区域。

<sup>3</sup> 容積率;建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。

<sup>4</sup> 建ペい率;建築物の建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合。

<sup>5</sup> 外壁の後退距離;建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離。

<sup>6</sup> 第 1 種特定工作物; コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの。

<sup>7</sup> 市街化区域;すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

項目	制度名/文	<b>村象区域名</b>
7,1	第一種低層住居専用地域1	市街化調整区域 <sup>2</sup>
	(1)建築又は建設の用に供する目的で行う開発	
	行為以外の開発行為にあつては、開発区域	
	内に災害危険区域 $^1$ 、地すべ $^1$ 防止区域 $^2$ 、土	
	砂災害特別警戒区域³、その他開発行為を行	
	うのに適当でない区域内の土地を含まないこ	
	と。	
	(2)開発区域及びその周辺の地域における環境	
	を保全するため、開発区域における植物の	
	生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保	
	全その他の必要な措置が講ぜられるように設	
	計が定められていること。	
	(3)開発区域及びその周辺の地域における環境	
	を保全するため、騒音、振動等による環境の	
	悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯	
	が配置されるように設計が定められているこ	
	と。	
	(4)当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の	
	便等からみて支障がないと認められること。	

-

<sup>1</sup> 災害危険区域;津波、高潮、出水等による危険の著しい区域。

<sup>2</sup> 地すべり防止区域;地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域。

<sup>3</sup> 土砂災害特別警戒区域;急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域。

#### 19.海岸法に定める許可基準

項目	制度名/対象区域名
	海岸保全区域
土石の採取、施設の新設又は改築、	(1)申請の内容が海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められない場合。

## 20. 自主条例(山梨県景観条例)に定める基準

]	項目	制度名/対象区域名	
		山梨県全域	
	形態意匠	<ul> <li>(1)周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること。</li> <li>(2)壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりのある意匠とすること。</li> <li>(3)外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、大規模建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。</li> <li>(4)屋外階段、ベランダ等大規模建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、大規模建築物等の本体との調和に配慮すること。</li> </ul>	
	- 色彩	(1)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ちついた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。	
大	- 材態	(1)周辺の景観との調和に配慮した材料を使用すること。 (2)地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること。 (3)耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めること。	
大規模建築物	位 置	(1)道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること。 (2)周辺及び敷地内の建築物等との調和に配慮した配置とすること。 (3)既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に生かすように配慮すること。	
	緑化	(1)敷地内においては緑化に努めること。 (2)地域特有の特性にあった樹木の植栽に努めること。 (3)大規模建築物等が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びそ の配置に配慮すること。	
	その他	<ul> <li>(1)優れた景観を有する山岳等の近傍にあっては、これらの稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること。</li> <li>(2)神社、寺院、遺跡等の歴史的資産の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配置すること。</li> <li>(3)優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、勾配のある屋根を設けるように配慮すること。</li> <li>(4)都市施設の集積する商業地域において、道路境界線から後退することにより生じた空地は、道路と一体となった開放的な空地とするよう努めること。</li> </ul>	
物品の集積又は貯蔵屋外における	貯蔵の方法	<ul><li>(1)集積又は貯蔵を始める位置は、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所に接する敷地境界線からできるだけ離れた位置とすること。</li><li>(2)積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とすること。</li></ul>	
ける	遮	(1)敷地の周囲の植栽を行うなど、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所からの遮へいに配慮すること。	

#### 21. 自主条例(富士吉田市富士山世界遺産条例)に定める基準

項目	制度名/対象区域名	
	自然公園法区域	都市計画法区域
建	(1)自然公園法における高さとする。	(1)国道139号(通称上吉田本町通り)から間の川
建築物等'の高さ		(御師の前の川)までは13メートル以下、市道
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		上吉田東裏通り線、市道上吉田東通り2号線
<b>の</b> 高		及び市道上吉田西裏通り線から間の川までは
2		18メートル以下とする。

-

<sup>1</sup> 建築物等;富士吉田市富士山世界文化遺産候補条例では、建築物と次の ~ に示す工作物とする。 煙突、排気塔、 鉄 筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、 記念塔、装飾塔、物見塔(屋外広告物は除く)、 高架水槽、冷却塔、 垣、さく、塀、 ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャー プラント、 自動車車庫の用に供する立体的施設、 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設、 汚水処理施設、 汚物処理施設、 ごみ処理施設、 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系(その 支持物を含む。)、 彫像、記念碑その他これらに類するもの

# 22. 自主条例(富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例)に 定める基準

上の6巻年		
項目	制度名/対象区域名	
	抑制区域	その他区域
	(1)太陽電池モジュールの総面積が1,000平方メ	
対象	ートルを超える太陽光発電設備	
対 象 設 備	(2)高さが10メートルを超える風力発電設備	
rm;		
	(1)地域を象徴する優れた景観として、良好な状	
	態が保たれていること。	
指定	(2)豊かな自然環境が保たれ、学術上必要な自	
. –	然環境を有していること。	
	(3)歴史的又は郷土的な特色を有していること。	
届	(1)市内において事業を施行するときは、事業に着	手しようとする日の 60 日前までに、市長に届け出
出及	なければならない。	
届出及び同意	(2)市内において事業を施工、又は事業を変更し	ようとするときは、市長の同意を得なければならな
意	ι <sub>ι</sub> .	
	(1)事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置するときは同意しない。	
同	(2)太陽電池モジュールの総面積が 12,000 平方>	(ートル以下で、抑制区域内の規則で定める区域に
同意の制限	あっては、その限りではないが、次に掲げる事項	ēを行わなければならない。
限	・自治会に対して説明会を開催すること。	
	・近隣関係者に対して説明を行うこと。	
	(1)市長は、次に掲げる事項に該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告す	
	ができる。	
	・届出をしない、又は虚偽の届出をした者	
勧告	・同意を得ずに事業に着手した者	
告	・事業者に対し報告若しくは資料の提出を求	めたにも関わらず、報告若しくは資料の提出をせ
	ず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出	出をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避
	し、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の名	答弁をした者
	・指導又は助言に正当な理由がなく従わなかっ	った者
公 表	(1)市長は、勧告を受けた事業者が、正当な理由な	よく勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事
表	業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を	公表することができる。

#### 23.土地利用事業指導要綱(御殿場市)に定める基準

項目	制度名/対象区域名
	御殿場市全域
環境 景観一般	(1)廃棄物の処理については、再生利用の徹底等により、ごみの発生を極力抑制し、資源循環型社会の構築に努めること。 (2)建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであり、その位置については、富士山の眺望に配慮されていること。また、植栽についても同様とすること。 (3)自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に配慮した計画であること。この場合において、施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講じられていること。 (4)都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域の区域外又は同法第7条第3項に規定する市街化調整区域内の建築物の高さは、地盤面から15メートル以下とし、屋根は傾斜屋根であること。ただし、近隣の状況や建築物の配置、形状、規模、色彩、用途等を考慮して、風致景観に支障がないと判断される場合は、この限りでない。
施設関係 環境 景観等と関連があるもの)	(1)施設整備については、あらゆる年齢・性別・障害・体格の度合いに応じ、だれもが利用しやすい施設整備を図るため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、環境整備に積極的に努めること。 (2)施行区域の外縁部には、施行区域面積に対し、原則として緑地が確保され、高木樹種が植栽されるとともに、緑地の区域を明確にするため、区域界には縁石又は境界杭を打設すること。ただし、住宅地(常時使用する独立住宅用のもの)の分譲事業、温泉、地下水、土石採取等の土地利用事業については、別途協議すること。 (3)施行区域周辺の状況により必要と認められる場合は、隣地との境界部に緩衝緑地帯等が設置されること。 (4)事業に伴い必要となる自動車駐車場が、区域内に有効に設置されているとともに、必要と認められる場合は、二輪車駐車場も設置されていること。ただし、施行区域が商業地域、近隣商業地域で、近隣に自動車駐車場が有効に配置されていること。ただし、施行区域が商業地域、近隣商業地域で、近隣に自動車駐車場が有効に配置されていると認められる場合は、この限りでない。 (5)市街化調整区域の土地利用事業において、建築物等を設計する場合は、都市計画法の規定により宅地の区域として認められた範囲内に、この要綱に定める基準による駐車場、緑地等を設けること。ただし、既存の敷地区域外に駐車場、緑地等を設けることが合理的と判断され、かつ建築確認申請担当課との協議を経た場合は、この限りでない。また、市街化区域の土地利用事業についても、原則として施行区域内にこの要綱に規定する基準による駐車場、緑地等を設けること。
道路等関係	(1)工事による土砂の運搬、流出等により、道路等公共施設や周辺地域を汚さないよう措置が講じられていること。 (2)施行区域内に新設する道路及び交通安全施設(道路附属施設)については、道路管理者等と協議すること。 (3)道路等の法面は、地質等を考慮した安全な構造とし、周囲の景観と調和していること。

#### 24. 土地利用事業指導要綱(裾野市)に定める基準

項目	制度名/対象区域名
72.1	裾野市全域
	(1)保安林及び保安施設地区への土地利用事業は、原則として認めないものとする。
杰	(2)林道整備等の林業公共投資の受益地については、原則として土地利用事業の施行は認めない。
森林	(3)施行区域の森林を転用した場合の残置森林については、適切な森林施業を行うこと。
	(1)産業廃棄物処理施設の土地利用事業については、原則として当分の間認めないものとする。ただ
÷-	し、次に掲げる施設に於いて設置区域及びその周辺地域における生活環境並びに自然環境を保
産 業 ・	全し、災害及び公害を防止するための万全な計画が確立されているものについてはこの限りでは
廃 棄	ない。
物処	1)建設業に係る再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)に基づく建設工事に伴う副
理施	産物の中のコンクリート塊やアスファルト塊の再資源化の中間処理施設であるもの。
産業廃棄物処理施設の凍結	2)産業廃棄物排出事業者処理計画を策定する本市内の製造事業者が行う自己の工場内の製
漢	造工程中に発生する産業廃棄物をその工場内で自己処理する施設であること。ただし、遮断
WH	型施設を除く。なお、静岡県産業廃棄物最終処理の立地に関する基準及び静岡県産業廃棄
	物最終処分場の構造等に関する基準に適合する施設であること。

#### 25. 土地利用事業指導要綱(小山町)に定める基準

項目	制度名/対象区域名
-XH	小山町全域
	(1)保安林及び保安施設地区への土地利用事業は、原則として認めないものとする。
	(2)林道整備等の林業公共投資の受益地については、原則として土地利用事業の施行は認めない。
	(3)施行区域内の森林を転用する場合における施行区域内の森林面積に対する残置し、若しくは造
森林	成する森林又は緑地の面積の割合は、分譲地20%以上、マンション(市街化区域内のものを除く)
	等50%以上、分譲別荘等60%以上、工場、研究·研修施設等25%以上、スポーツ·レクリエーショ
	ン施設、保養所等の複合的施設50%以上、墓園等50%以上とする。
	(4)保安林の境界から原則として20メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。
	(1)造成工事によって生ずる流出土砂の防止施設は、砂防堰堤を設置するものとするが、地形、地質
防	等により砂防堰堤を設置できない場合は、沈砂池等を設置するものとする。
防 災 施 設	(2)事業は、防災工事を優先すること。
設	(3)工事中は、仮設調整池、沈砂池等を設置し、雨水及び土砂の区域外流出防止措置をとること。
文	(1)事業計画の策定にあたり、施行区域内における文化財の有無を町教育委員会で確認し、文化財
文 化 財	が所在する場合は、町教育委員会と協議し指示を受け対処すること。

# 第2 保全管理区域における基準等

1.景観法(忍野村景観計画)に定める景観形成基準

項目		制度名/対象区域名	
		景観計画区域	産業区域
	形態意匠	る。 (2)建築の意匠においては、美しいまちなみや集落 調和に配慮する。 (3)一般住宅の様式は和風を原則とし、屋根の形態	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	- 屋根	(1)周辺と調和する形態·素材を使用する。 (2)色彩は落ち着いた低明度のこげ茶色等自然 素材が持つ色を基調とする。	(1)使用する色数はできるだけ少なくし、周辺と調和した色彩とすること。
	- 形態意匠	(1)色彩は、白、黄土色(アイボリー系)又は茶系 統等自然素材が持つ色とする。 (2)材料は、周囲の自然環境と調和する材料を 使用するように努める。	(1)使用する色数はできるだけ少なくし、周辺と調和した色彩とすること。
建築物	- 配置 規模形態意匠	(1)原則として高さは10m以下とする。 (2)落ち着いた、ゆとりある街並みとするため、敷地の許す範囲内において、原則として建築部の外壁またはこれに替わる柱の面は道路境界から2m以上後退した位置に配置する。 (3)物置や車庫などについてもできる限り道路境界線から後退した位置に配置する。	(1)原則として高さは25m以下とする。 (2)世界文化遺産構成資産から眺望できないような配置や規模等とする。 (3)建築物等による圧迫感を軽減するため、敷地の許す範囲において、原則として建築部の外壁またはこれに替わる柱の面は道路境界から3m以上後退した位置に配置する。ただし、一般住宅においては、景観計画区域の基準に準ずる。
	- 付帯 (屋外施設)	(1)屋外階段、ベランダなどは建築物本体と調和すり沿道部に露出しないように配慮する。	「るよう一体的なデザインとなるよう配慮し、できる限
	- 付帯 (外構の緑化) 形態意匠	(1)住宅外構部の修景緑化と母屋と調和する庭 木や屋敷林の育成に努める。	(1)道路沿いは出来る限り植栽を残すよう努める (2)道路沿いに植栽がない場合は、植栽(常緑樹)をするよう努める。 (3)一般住宅においては、上記基準によらず、景観計画区域の基準に準ずる。

項目		制度名/対象区域名	
		景観計画区域	産業区域
		(1)生垣や石材、木材などの天然の材料をできるだ	け用い、形状・意匠・色彩は、建築物の基準に準じ
	+m 88	<b>3</b> .	
	柵門 擁塀	(2)門形状や垣根、さく、塀の高さは、防犯等に配脈	<b>髱しつつも、忍野らしい良好な近隣関係を維持でき</b>
	壁垣	るよう閉鎖的な意匠とならないように配慮する。	
	ਾ •	(3)沿道部に露出する擁壁は圧迫感や不調和感を	生生じないように、法面化や擁壁前面、上部への植
_		栽、緑化擁壁や表面処理など、デザイン的な処	理により景観対策を行う。
工作物'等	区	(1)田園地帯、富士山などの景観を損なわないこと	を基本として、建築物に準じたものにする。
物等	広告 特 学・	(2)位置は、道路及び隣地からできるだけ離し、高さ	は圧迫感を与えないよう周囲の樹林の高さ以下に
,,	等・	するなどできるだけ低く抑え、形状・意匠・色彩・	材料は建築物の基準に準じる。
		(1)屋外へ設置する場合は、木目調など地味な外	装のものを用いるか、目立たないよう周囲を木枠等
	自動販売機	で囲み、街並みと調和する配置とする。	
		(2)沿道に設置する場合は、道路境界線から2m以	上離して設置し、交差点など目立つ位置への設置
	機	は避ける。	
		(3)目立たない色彩となるよう努める。	
		(1)樹林の保全育成を基本として、周囲の景観を損	はわないよう目的に応じて必要最小限の伐採とす
	木	<b>る</b> 。	
	竹の	(2)既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだ	ナ保存するとともに、まとまりをもたせて残すよう努め
	木竹の伐採	<b>ర</b> .	
	3-11	(3)道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残す	
		(4)伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替打	昔置(植栽等)の実施に努める。
<b>集積又は貯蔵</b> 屋外におけるものの		(1)残土置き場や資材置き場などは高木植栽等に。	り周囲を囲むなど、景観に配慮する。
į	くける		
j	対もの		
8 d			

<sup>1</sup> 工作物;景観法(忍野村景観計画)では、次の ~ に示すものとする。 垣根、さく、塀、門、擁壁その他これに類するもの、 煙突、広告塔その他これに類するもの、 街路灯、照明灯その他これらに類するもの、 自動販売機、その付帯施設その他これらに類するもの

## 2. 山梨県景観条例に定める基準

項目		制度名/対象区域名
	<b>ж</b> н	大規模行為景観形成基準
		(1)道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること。
	位 置	(2)周辺及び敷地内の建築物等との調和に配慮した配置とすること。
	_	(3)既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に生かすように配慮すること。
		(1)周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮す
大扫	外	<b>ತ</b> こと。
模	観	(2)壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりのある意匠とすること。
大規模建築物	形能	(3)外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、大規模建築物等の本体及び周辺の景観
	形態意匠	との調和に配慮すること。
作	VΙ	(4)屋外階段、ベランダ等大規模建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、大規模建
物の		築物等の本体との調和に配慮すること。
土作物の新築、	外	(1)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮
	観	すること。
梁、描	色彩	
築	外	
	新 観 材 料	(2)地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること。
は縁		(3)耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めること。
改築、増築若しくは移転又は模様替若し	<u> </u>	(1)敷地内においては緑化に努めること。
分は	緑化	(2)地域の特性にあった樹木の植栽に努めること。
様		(2)と3の特性によりに関外の情報に対象とと。   (3)大規模建築物等が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及び
岩-		その配置に配慮すること。
		(1)優れた景観を有する山岳等の近傍にあっては、これらの稜線を乱さないように位置及び高さに
色彩		ついて配慮すること。
、は色彩の変更		   (2)神社、寺院、遺跡等の歴史的資産の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないよう
	そ	に位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。
	の他	(3)優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、勾配のある屋根を
		設けるように配慮すること。
		(4)都市施設の集積する商業地域において、道路境界線から後退することにより生じた空地は、道
		路と一体となった開放的な空地とするように努めること。

項目		制度名/対象区域名				
		大規模行為景観形成基準				
屋外における物品の集積又は貯蔵	貯蔵の方法	(1)集積又は貯蔵を始める位置は、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所に接する敷地境界線からできるだけ離れた位置とすること。 (2)積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とすること。				
	遮い	(1)敷地の周囲の植栽を行うなど、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所からの遮へいに配慮すること。				

## 3.景観法(御殿場市景観計画)に定める景観形成基準

項目		制度名/対象区域名				
		市全域				
	配置	(1)敷地周辺から富士山や箱根山系への眺望を損なわないよう、建築物等は道路からできる限り				
		後退し、道路側に空地を確保するよう努める。				
		(2)まとまりある農地、歴史的まちなみや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場				
		合は、その保全に配慮した配置および外観とする。				
		(1)山稜の近傍にあっては、稜線(スカイライン)を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置および規				
	高さ	模とする。				
		(2)周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめる。				
	ΣΠ	(1)周辺へ背景の自然景観やまちなみ景観と調和する形態、意匠とする。				
	形 態	(2)規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周				
	意 匠	辺との調和を図る。				
	21	(3)屋根は勾配を有する形態に努める。				
建	_	(1)建築物および工作物の外観の基調色は、落ち着きのある色彩または素材色とし、彩度の高い色は				
建築物	色彩	避ける。ただし、周囲と調和する場合は明るい色彩を使用してもよい。				
		(2)アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫する。				
作物	, 動	(1)敷地内では、できる限り多くの部分を緑化する。				
の建	緑地の	(2)周辺の建築物等と比べて相当大規模な建築物等にあっては、建築物等のまわりの緑化により圧迫				
土作物の建築等		感、威圧感の軽減に努める。				
,	垣 <del>柳</del> 構	(3) 塀や垣等を設ける場合は、できる限り生け垣または、自然素材を用いた垣柵とする。				
		(4)これによらない場合は、周辺の景観および建築物等に調和したものとし、できる限り柵・塀の全面				
		の緑化に努める。				
	夜 間 照 明	(1)夜間の屋外照明は、過剰な電飾等の光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じた適切な				
		照明方法等を工夫する。				
	駐	(1)駐車場や駐輪場は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努める。				
	駐車場等					
	<del>ग</del>					
	建築	(1)建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設				
	建築設備	備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。				
	CH1					

項目		制度名/対象区域名		
		市全域		
	(メガソーラー)、風力発電施設大規模太陽光発電施設	<ul><li>(1)太陽光モジュールの色彩は光沢のない黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすること。</li><li>(2)基礎架台の色彩についても、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。</li><li>(3)配慮の工夫や植栽により目隠しをする等、公共的な場所から直接見えないよう配慮すること。</li></ul>		
	開発行為	<ul><li>(1)現況の地形をできる限り活かし、長大な擁壁や法面が生じないようにすること。</li><li>(2)擁壁は、素材、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観およびまちなみとの調和に努めること。</li><li>(3)法面は、緑化等により周辺の景観およびまちなみとの調和に努めること。</li><li>(4)良好な既存の樹木は出来る限り保全および活用に努めること。</li></ul>		
	特定照明	(1)地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 (2)特定の対象物を照射するものとし、光源を空、道路、鉄道等公共空間に向けての照射を避けるとと もに、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止するこ と。		

## 4.景観法(裾野市景観計画)に定める景観形成基準

項目		制度名/対象区域名			
,	·	市全域			
	配置	(1)富士山などの眺望を阻害しないような配置とすること。			
		(2)周辺の地形やまち並みなど周辺景観から突出した印象とならないような配置とすること。			
	高さ	(1)富士山などの眺望景観や自然景観、周辺のまち並み景観を阻害しない高さとすること。			
	形	(1)建築物の形態や屋根形状は、後背の自然景観との調和に配慮するとともに、まち並み景観の			
	態	統一感や連続性を高めるものとすること。			
	壁面	(1)建築物の壁面は、威圧感をできる限りなくすこと。			
		(1)建築物の壁面、屋根及び工作物の色彩は、周辺景観や後背の自然景観との調和に努め、彩			
	色	度は抑えること。			
建	色彩	(2)色数は全体で5 色以内となるように努め、木・土・コンクリート・ガラスなどは、その配色が著しく			
建築物の新築など		目立った印象とならないようにすること。			
<b>紹</b>	材料	(1)材料は、外観の変化をすぐに起さないもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料			
築な		の使用に努めること。			
など	付帯設備	(1)屋上に設ける設備(給排水管、ダクト、受水槽、冷却塔、アンテナなど)は、外部から見えにく			
		い場所に設置する、または目隠しなどにより見えないようにすること。			
		(2)太陽光発電設備は、目立たない場所への配置や周囲を植栽で目隠ししたりするなど、周辺か			
		ら見え難くなるように努めること。			
		(3)太陽光発電設備の太陽電池モジュール(パネル)は、反射が少な〈模様が目立たないものの			
		採用を図るとともに、設置場所との色彩の調和を図ること。			
	門 柱垣	(1)道路等に面する柵などの施設は、建物本体や周辺のまち並みと調和するよう形態や色彩を工			
	門柵 扉	夫し、圧迫感のないものとすること。			
	植栽	(1)敷地内の既存樹木は、極力保全し、修景に活かすよう配慮すること。			
		(2)敷地内や建築物等の緑化や花による修景に努めること。			

項目		制度名/対象区域名						
		・建築物の壁面など外壁の基調色は、日本工業規格Z8721(色の表示方法 - 三属性による表示)						
		において、以下のとおりとすること。						
		色相	彩度	明度				
		0R( 10RP) ~ 10R	4.0 以下					
		0YR( 10R)~5Y	6.0 以下					
		以外	2.0 以下	3.0 以上				
建築物	色	N(無彩色)	-					
物	色彩	・ただし、次の場合に関しては	適用しない					
		・表面に着色していない、またし	は製造過程におい	て着色していた	ない木材、土	上壁、ガラス	ス等の素材	
		本来が持つ色彩及び見付面	積の10 分の1未満	の範囲の色彩	<b>%</b> 。			
		・設置後の太陽光発電設備の	太陽電池モジュー	レ(パネル)の1	合計面積が	1,000 m²l	以上となる行	
		為のみが届出対象となる建築物の色彩。						
		・当該建築物が敷地外から視認できない場合など、視認性の点から市長が特に景観上支障を及						
		ぼさないと認める色彩。						
		・工作物の壁面など外観の基調色は、日本工業規格 Z8721(色の表示方法 - 三属性による表示)						
		において、以下のとおりとする	こと。					
		区分	色相	Ä	彩度	明度		
		工作物(1)	0R( 10RP)	- 10R 4.0	以下			
		・工作物(2)及び工作物	0YR( 10R)			3.0		
		(3)を除く全ての工作物	以外	2.0	以下	以上		
			N(無彩色)	-				
		工作物(2)	0R( 10RP) ~	- 5 Y 2.0	以下			
		・煙突、排気塔その他これ	N(無彩色)			3.0		
工	色彩	らに類する物件、電波塔、				~		
工作物		送電用鉄塔、風力発電設				7.0		
		横その他これらに類する 物件						
		工作物(3)	・大限電池エジュ	 U.(パネリ.)	の免必け里	ワけ湾		
		・土地に自立して設置する	・太陽電池モジュール(パネル)の色彩は黒又は濃   紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとするこ					
		太陽光発電設備	کر، ک	11/0 11/2 02 H 7	Z/C/&V100	70980		
		・ただし、次の場合に関しては	-					
		・表面に着色していない、また		て着色していた	ない木材、十	⊢壁、ガラフ	ス等の素材	
		本来が持つ色彩。	111-024				. 3 -2 27 13	
		・当該工作物が敷地外から視	認できない場合なる	ど、視認性の点	なから市長が	が特に景観	  上支障を及	
		ぼさないと認める色彩						

## 5.土地利用事業指導要綱(御殿場市)に定める基準

項目	制度名/対象区域名			
72.1	御殿場市全域			
環境 景観一般	(1)廃棄物の処理については、再生利用の徹底等により、ごみの発生を極力抑制し、資源循環型社会の構築に努めること。 (2)建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであり、その位置については、富士山の眺望に配慮されていること。また、植栽についても同様とすること。 (3)自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に配慮した計画であること。この場合において、施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講じられていること。 (4)都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域の区域外又は同法第7条第3項に規定する市街化調整区域内の建築物の高さは、地盤面から15メートル以下とし、屋根は傾斜屋根であること。ただし、近隣の状況や建築物の配置、形状、規模、色彩、用途等を考慮して、風致景観に支障がないと判断される場合は、この限りでない。			
施設関係 環境 景観等と関連があるもの)	(1)施設整備については、あらゆる年齢・性別・障害・体格の度合いに応じ、だれもが利用しやすい施設整備を図るため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、環境整備に積極的に努めること。 (2)施行区域の外縁部には、施行区域面積に対し、原則として緑地が確保され、高木樹種が植栽されるとともに、緑地の区域を明確にするため、区域界には縁石又は境界杭を打設すること。ただし、住宅地(常時使用する独立住宅用のもの)の分譲事業、温泉、地下水、土石採取等の土地利用事業については、別途協議すること。 (3)施行区域周辺の状況により必要と認められる場合は、隣地との境界部に緩衝緑地帯等が設置されること。 (4)事業に伴い必要となる自動車駐車場が、区域内に有効に設置されているとともに、必要と認められる場合は、二輪車駐車場も設置されていること。ただし、施行区域が商業地域、近隣商業地域で、近隣に自動車駐車場が有効に配置されているとと認められる場合は、この限りでない。 (5)市街化調整区域の土地利用事業において、建築物等を設計する場合は、都市計画法の規定により宅地の区域として認められた範囲内に、この要綱に定める基準による駐車場、緑地等を設けること。ただし、既存の敷地区域外に駐車場、緑地等を設けることが合理的と判断され、かつ建築確認申請担当課との協議を経た場合は、この限りでない。また、市街化区域の土地利用事業についても、原則として施行区域内にこの要綱に規定する基準による駐車場、緑地等を設けること。			
道路等関係	(1)工事による土砂の運搬、流出等により、道路等公共施設や周辺地域を汚さないよう措置が講じられていること。 (2)施行区域内に新設する道路及び交通安全施設(道路附属施設)については、道路管理者等と協議すること。 (3)道路等の法面は、地質等を考慮した安全な構造とし、周囲の景観と調和していること。			

## 6.土地利用事業指導要綱(裾野市)に定める基準

項目	制度名/対象区域名			
72.1	裾野市全域			
	(1)保安林及び保安施設地区への土地利用事業は、原則として認めないものとする。			
杰	(2)林道整備等の林業公共投資の受益地については、原則として土地利用事業の施行は認めない。			
森林	(3)施行区域の森林を転用した場合の残置森林については、適切な森林施業を行うこと。			
	(1)産業廃棄物処理施設の土地利用事業については、原則として当分の間認めないものとする。ただ			
÷-	し、次に掲げる施設に於いて設置区域及びその周辺地域における生活環境並びに自然環境を保			
産 業 ・	全し、災害及び公害を防止するための万全な計画が確立されているものについてはこの限りでは			
廃 棄	ない。			
物処	1)建設業に係る再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)に基づく建設工事に伴う副			
理施	産物の中のコンクリート塊やアスファルト塊の再資源化の中間処理施設であるもの。			
産業廃棄物処理施設の凍結	2)産業廃棄物排出事業者処理計画を策定する本市内の製造事業者が行う自己の工場内の製			
漢結	造工程中に発生する産業廃棄物をその工場内で自己処理する施設であること。ただし、遮断			
WH	型施設を除く。なお、静岡県産業廃棄物最終処理の立地に関する基準及び静岡県産業廃棄			
	物最終処分場の構造等に関する基準に適合する施設であること。			

#### 7. 土地利用事業指導要綱(小山町)に定める基準

項目	制度名/対象区域名
	小山町全域
	(1)保安林及び保安施設地区への土地利用事業は、原則として認めないものとする。
	(2)林道整備等の林業公共投資の受益地については、原則として土地利用事業の施行は認めない。
	(3)施行区域内の森林を転用する場合における施行区域内の森林面積に対する残置し、若しくは造
森林	成する森林又は緑地の面積の割合は、分譲地20%以上、マンション(市街化区域内のものを除く)
	等50%以上、分譲別荘等60%以上、工場、研究·研修施設等25%以上、スポーツ·レクリエーショ
	ン施設、保養所等の複合的施設50%以上、墓園等50%以上とする。
	(4)保安林の境界から原則として20メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。
	(1)造成工事によって生ずる流出土砂の防止施設は、砂防堰堤を設置するものとするが、地形、地質
防 ※	等により砂防堰堤を設置できない場合は、沈砂池等を設置するものとする。
防 災 施 設	(2)事業は、防災工事を優先すること。
蔵	(3)工事中は、仮設調整池、沈砂池等を設置し、雨水及び土砂の区域外流出防止措置をとること。
文	(1)事業計画の策定にあたり、施行区域内における文化財の有無を町教育委員会で確認し、文化財
文 化 財	が所在する場合は、町教育委員会と協議し指示を受け対処すること。